

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

(建材・住宅設備産業における受託適正取引等の推進のためのガイドライン)

～ 委託事業者（発注主）が遵守すべき義務と禁止事項及び取引事例 ～

平成 20 年 3 月策定

令和 7 年 1 月最終改訂

経済産業省

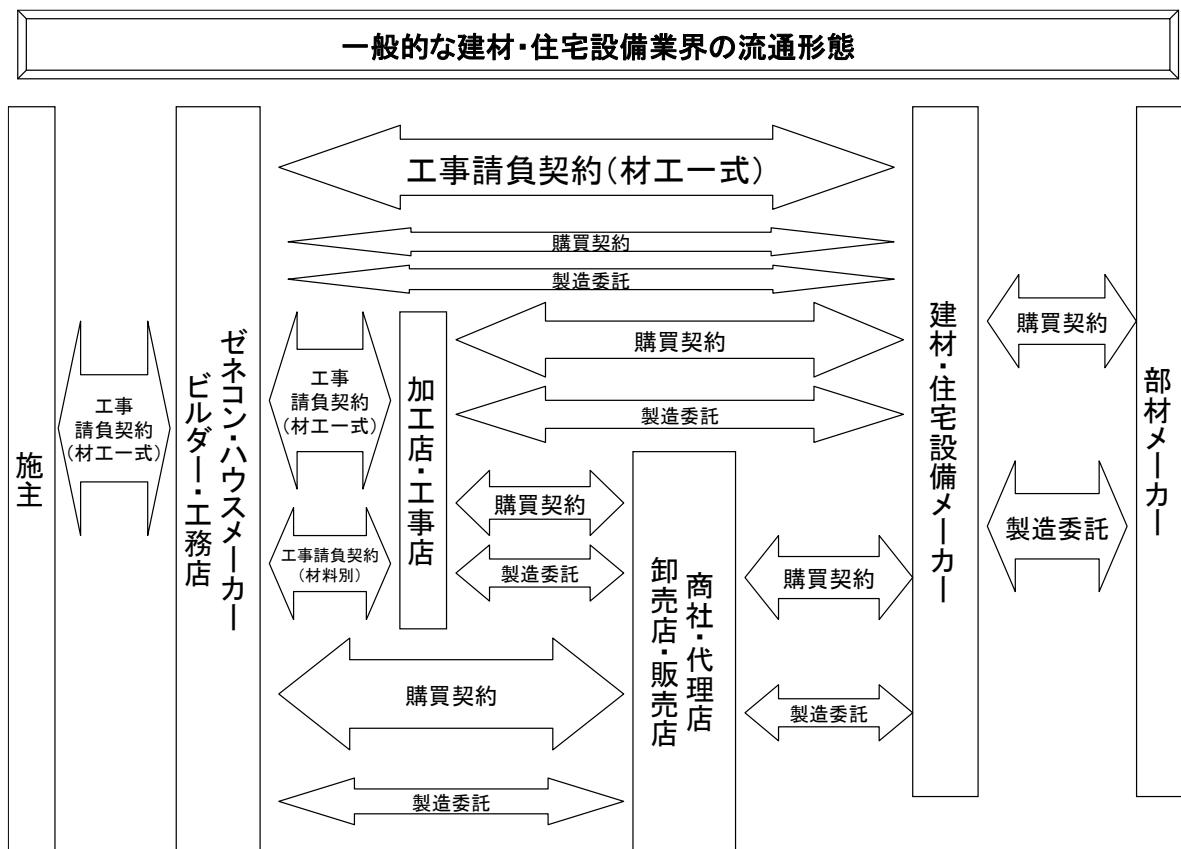
建材・住宅設備産業取引ガイドライン目次

○はじめに.....	1
○取適法の適用範囲と規制内容.....	4
I どのような取引に取適法が適用されるのか.....	4
II 取適法が適用されるとどのような規制が及ぶのか.....	15
III 取適法違反のペナルティ.....	16
IV 取適法が適用されない取引の独占禁止法の適用について.....	18
V 取適法が適用される取引の独占禁止法の適用について.....	20
VI 取適法の適用の判断にあたっての留意点.....	21
○取引段階ごとの対応.....	25
I 見 積.....	25
II 発 注.....	35
III 発注変更.....	40
IV 受領・返品・やり直し.....	45
V 支 払.....	51
VI 中小受託事業者への要請.....	59
VII その他.....	65
○望ましい取引慣行の確立に向けて.....	73
○パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透.....	75
○ガイドラインの周知.....	76
(補論) 各法律の適用範囲に関する詳細な考察.....	78
1 建材・住宅設備産業の受託取引に適用される法律の全体像.....	78
2 材工一式工事契約と建設業法、取適法.....	78
3 製造委託契約と購買契約.....	80
(注1) 書面等の明示義務(4条明示)と書類に記載が必要な事項(7条記録).....	81
(注2) 取適法、建設業法及び建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準.....	82
(注3) 物流の特殊指定の概要.....	83
○参考資料.....	84

○はじめに

建材・住宅設備産業は、住宅に関わるあらゆる種類の商品を取り扱う業界の集合体であり、商品を構成する部品点数も多数に及んでいる。また、多様化するニーズに対応するため商品アイテムも多数に及ぶことから、多くの企業が中小受託事業者との取引を採用している。

建材・住宅設備産業の商流は、多数の当事者が関わり、複雑な様相を呈しているが、一般的、典型的な流通形態を図で表すと以下のとおりとなる。



【図表 一般的な建材・住宅設備業界の流通形態図】

建材・住宅設備産業の取引の特徴は、まず、施主から部材メーカーに至るまで多層構造を形成している点にあり、上流の取引は、下流に影響を及ぼすことがある。第2に、建材・住宅設備産業が取り扱う商品が建物として完成するためには施工が必要となるという点である。この施工は、「施主」と「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「加工店・工事店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間の取引において実施される

場合がある。第3に、購買、製造委託、工事を伴う取引等様々な取引形態がある。

このような多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業における受託取引の適正化を図るため、また、大企業間取引や中小企業間取引を含めたサプライチェーン全体での適正取引を促していくため、現状の取引関係・取引慣行の実態を調査・分析し、不当な取引慣行を改善する指針となるガイドラインを策定するに至ったものである。

建材・住宅設備産業の受託取引に適用される法律としては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）及び建設業法があるが、本ガイドラインでは、購買契約と製造委託の取引にかかる独占禁止法及び取適法を対象としている。

また、ガイドラインの使い易さを考慮し、ヒアリング調査やアンケート調査から抽出した事業者における取引事例を「問題となる具体的行為事例」とび「望ましい取引実例（ベストプラクティス）」として、できる限り紹介するよう努めている。

なお、「問題となる具体的行為事例」は、取適法違反や独禁法違反（優越的地位の濫用）に該当するおそれのある行為を取り上げているが、現実に違反となるか否かについては、ケースバイケースである点に注意を要する。

更に、平成26年4月より消費税率の引上げにともない、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立、同年10月1日に施行された。平成28年9月には委託事業者と中小受託事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ること等を目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」が公表され、令和元年12月には「未来志向型の取引慣行に向けて」の3つの重点課題に「働き方改革のしわ寄せ防止」「知的財産の保護」が追加された。また、令和3年3月には「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」及び「知的財産取引検討会」の報告書が取りまとめられた。令和5年12月に成長型経済への移行を見据え企業の貨上げ原資の確保を促進するための「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房新しい資

本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。) が公表された。令和 7 年には、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて、規制と支援を強化し、価格転嫁・取引適正化を徹底していくため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 41 号。令和 7 年 5 月 23 日公布、令和 8 年 1 月 1 日施行。) により、「下請代金支払遅延等防止法」(改正後は取適法に題名変更。) 及び「下請中小企業振興法」(改正後は「受託中小企業振興法」(略称: 振興法)に題名変更。) が改正された。

法令等の改正内容を本ガイドラインに反映し、引き続き業界内外に周知徹底を図っていくことが必要である。

○取適法の適用範囲と規制内容

I どのような取引に取適法が適用されるのか

まず、自社の取引について、取適法が適用されるかどうかを見極めることが出発点である。

取適法の適用要件には、①中小受託事業者の資本金の額又は従業員の数と②取引の内容の2つがあり、これらの要件を2つとも満たす場合に、取適法が適用される。

資本金区分は、3億円と5000万円の2つ（いずれも1000万円を下限とする）があるが、製造委託の取引では3億円が適用される。

従業員基準における「常時使用する従業員の数」は、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定する。

従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

※取適法第2条第8項第5号：同項「第1号又は第2号に該当する者がそれぞれ次項第1号又は第2号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く」と規定されており、従業員基準は、資本金基準が適用される場合には適用されない（同条同項第6号も同趣旨）

※製造委託以外で資本金3億円基準が適用されるのは、プログラムの作成、運送・物品の倉庫保管、情報処理の委託の場合である。プログラムの作成以外の情報成果物作成委託及び運送・物品の倉庫保管以外の役務提供委託の場合は資本金5000万円である。

1－1 製造委託等の資本金又は従業員基準

取適法が適用される製造委託の取引は、資本金3億円超の事業者が資本金3億円以下の事業者に委託する場合、資本金1000万円超3億円以下の事業者が資本金1000万円以下の事業者に委託する場合、又は常時使用する従業員が300人超の事業者が常時使用する従業員300人以下に委託する場合である。

自分の会社の取引に取適法が適用されるかどうかは、以下に従って判断する。

＜発注者の場合＞

自分の会社の資本金が3億円を超える場合は、資本金が3億円以下の会社又は個人事業者との委託取引について取適法が適用される。

自分の会社の資本金が3億円以下で、かつ1000万円を超える場合は、資本金が1000万円以下の会社又は個人事業者との委託取引について取適法が適用される。

自分の会社の常時使用する従業員が300人を超える場合は、常時使用する従業員が300人以下の会社又は個人事業者との委託取引について取適法が適用される。

●物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

●政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

委託事業者	中小受託事業者
資本金：3億円超	⇒ 資本金：3億円以下（個人事業者含む）
資本金：1千万円超～3億円以下	⇒ 資本金：1千万円以下（個人事業者含む）
常時使用する従業員：300人超	⇒ 常時使用する従業員：300人以下（個人事業者含む）

【図表 発注者からみた、取適法の対象になる資本金基準】

（委託事業者にならない場合）

自分の会社の資本金が1000万円以下の場合かつ常時使用する従業員が300人以下の場合は又は個人事業者は、取適法が適用される委託事業者にはならない。

＜受注者の場合＞

自分の会社の資本金が1000万円以下又は個人事業者である場合は、資本金が1000万円を超える会社からの委託取引に取適法が適用される。

自分の会社の資本金が1000万円を超える場合、かつ3億円以下である場合は、資本金が3億円を超える会社からの委託取引について取適法が適用される。

自分の会社の常時使用する従業員が300人以下又は個人事業者である場合は、常時使用する従業員が300人を超える会社からの委託取引に取適法が適

用される。

●物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

●政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

中小受託事業者	⇒	委託事業者
資本金：3億円以下（個人事業者含む）	⇒	資本金：3億円超
資本金：1千万円以下（個人事業者含む）	⇒	資本金：1千万円超～3億円以下
常時使用する従業員：300人以下（個人事業者含む）	⇒	常時使用する従業員：300人超

【図表 受注者からみた、取適法の対象になる資本金基準】

（中小受託事業者にならない場合）

自分の会社の資本金が3億円を超える場合かつ常時使用する従業員が300人を超える場合、取適法が適用される中小受託事業者にはならない。

1-2 情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）及び役務提供委託の資本基準（運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）

取適法が適用される製造委託の取引は、資本金5000万円超の会社が資本金5000万円以下の会社又は個人事業者に委託する場合、資本金1000万円超5000万円以下の会社が資本金1000万円以下の会社又は個人事業者に委託する場合、又は常時使用する従業員が100人超の事業者が常時使用する従業員100人以下に委託する場合である。

自分の会社の取引に取適法が適用されるかどうかは、以下のとおり判断する。

＜発注者の場合＞

自分の会社の資本金が5000万円を超える場合は、資本金が5000万円以下の会社又は個人事業者との委託取引について取適法が適用される。

自分の会社の資本金が5000万円以下で、かつ1000万円を超える場合は、資本金が1000万円以下の会社又は個人事業者との委託取引について取適法が適用される。

自分の会社の常時使用する従業員が100人を超える場合は、常時使用する従業員が100人以下の会社又は個人事業者との委託取引について取適法が適用される。

●情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）を除く）

委託事業者	中小受託事業者
資本金：5千万円超	⇒ 資本金：5千万円以下（個人事業者含む）
資本金：1千万円超～5千万円以下	⇒ 資本金：1千万円以下（個人事業者含む）
常時使用する従業員：100人超	⇒ 常時使用する従業員：100人以下（個人事業者含む）

【図表 発注者からみた、取適法の対象になる資本基準】

（委託事業者にならない場合）

自分の会社の資本金が1000万円以下の場合かつ常時使用する従業員が100人以下の場合、個人事業者は、委託事業者にはならない。

＜受注者の方の場合＞

自分の会社の資本金が1000万円以下の会社又は個人事業者である場合は、資本金が1000万円を超える会社からの委託取引に取適法が適用される。

自分の会社の資本金が1000万円を超える場合、かつ5000万円以下である場合は、資本金が5000万円を超える会社からの委託取引について取適法が適用される。

自分の会社の常時使用する従業員が100人以下の場合は個人事業者である場合は、常時使用する従業員が100人を超える会社からの委託取引に取適法が適用される。

●情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）を除く）

中小受託事業者	⇒	委託事業者
資本金：5千万円以下（個人事業者含む）	⇒	資本金：5千万円超
資本金：1千万円以下（個人事業者含む）	⇒	資本金：1千万円超～5千万円以下
常時使用する従業員：100人以下（個人事業者含む）	⇒	常時使用する従業員：100人超

【図表 受注者からみた、取適法の対象になる資本金基準】

（中小受託事業者にならない場合）

自分の会社の資本金が5000万円を超える場合かつ常時使用する従業員が100人を超える場合、中小受託事業者にはならない。

2 取引内容に係る基準

取適法が適用されるのは、前記資本金又は従業員基準を満たし、かつ、取引の内容が、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託のいずれかの場合である。

製造委託 ※	修理委託	情報成果物作成委託	役務提供委託	特定運送委託
(類型1－1) 販売用の物品の 製造委託	----	(類型3－1) 第三者に提供す るための情報成 果物作成委託	----	(類型5－1) 販売用の物品の 運送委託
(類型1－2) 受託生産用の物 品の製造委託	(類型2－1) 受託物品の修正 委託	(類型3－2) 受注した情報成 果物の作成委託	(類型4－1) 受注した役務提 供の委託	(類型5－2) 受託生産用の物 品の運送委託
(類型1－3) 修理に必要な物 品等の製造委託	----	----	----	(類型5－3) 修理に必要な物 品等の運送委託
(類型1－4) 自家使用・自家 消費物品の製造 委託	(類型2－2) 自家使用物品の 修理委託	(類型3－3) 自家使用する情 報成果物の作成 委託	----	(類型5－4) 情報成果物品の 運送委託

※金型、木型、治具等の製造委託も含む

【図表 取適法の適用される取引内容】

2－1 製造委託

「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具（以下、「金型・木型等」という。）又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

仕様を指定して製造を委託する場合であり、規格品、汎用品ではなく、オーダー品の委託が典型である。また、製造委託には、規格品等を加工してもらう

場合も含まれる。

※製造委託の対象である「目的物たる物品」は、有体物であり、セネコン・ハウスメーカー・ビルダー等が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引も製造委託に該当する。

製造委託には、次の4つ（金型・木型等を含めると5つ）のパターンがある。

1) 販売用物品の製造委託

物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 住宅設備メーカーAが販売する同社専用の水栓金具の製造を委託する場合
- 建材メーカーBが販売する同社専用の壁紙の表面加工を委託する場合

2) 受託生産用物品の製造委託

物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 建材商社Cが顧客から製造を請け負った建具の製造を委託する場合
- 住宅設備卸業者Dが顧客から請け負った特殊なデザインの浴槽の製造を委託する場合

3) 修理に必要な部品等の製造委託

物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 住宅設備のメンテナンス会社Eが規格品の配管部品を現場取り合わせに合うように部品の加工を委託する場合

4) 自家使用・自家消費物品の製造委託

販売等を目的とせず、自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合である。

- 建材メーカーFが商品を納品するための段ボール箱を同社指定の大きさ・デザインで製造を委託する場合

5) 金型・木型等の製造委託

「金型、木型その他の物品の成形用の型」とは、目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、その性質上他の製品のために用いることはできず、これらの製造に専ら用いられるものをいう。

「工作物保持具その他の特殊な工具」とは、例えば、工作物を固定する道具（いわゆる治具）のほか、特殊な工具（例えば切削工具）であって、目的物たる物品等の製造に専ら用いられるものをいう。

2-2 修理委託

「修理委託」とは、物品の修理を委託する場合である。

1) 修理委託

物品の修理を業として請け負っている事業者が、その物品の修理を他の事業者に委託する場合である。

●住宅設備メンテナンス会社Gが、建物から容易に取り外すことができる畳、ふすま、障子等の物品の修理を委託する場合

2) 自家使用・自家消費物品の修理委託

自ら使用又は消費する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合である。

2-3 情報成果物作成委託

情報成果物は、下記のものをいう。

○プログラム

○映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成させるもの

例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど

○文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらの色彩との結合により構成されるもの

例：ポスター・商品・容器のデザイン、設計図、雑誌広告等

1) 提供する情報成果物の作成委託

情報成果物を業として提供している事業者がその情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合である。

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行う等の方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。

「提供を業とする」事業者としては、プログラム開発業者、テレビ局、ブ

ロダクション、出版社、広告物制作会社、デザイン制作会社、設計会社等が典型である。ここで注意すべきなのは、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の付属品、例えば、家電製品の取扱説明書の内容として提供する場合、制御プログラムとして物品に内蔵して提供する場合、商品の形態、容器、包装用に使用するデザインや商品の設計等を商品に化体して提供する場合等を含むことである。例えば、物品の製造委託を行う企業が商品の形態、容器、包装用に使用するデザインの作成を委託する場合、自らは、これらのデザインの提供を業として行っていなくても、デザインを商品とともに業として提供していると言えるので、情報成果物作成委託に該当する。

2) 受託情報成果物の作成委託

情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合である。プログラム、デザイン、文書等情報成果物の作成を受注した事業者からその全部又は一部の作成を委託される場合である。

3) 自家使用情報成果物の作成委託

自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合である。この場合、当該情報成果物の作成を業として行ていなければ、委託しても取適法の適用はない。

2-4 役務提供委託

役務とは、いわゆるサービスのことである。例えば、トラックによる商品の輸送、航空機や鉄道等による人の輸送、清掃、コンサルティング、製品のメンテナンス、倉庫の保管、倉庫内の出庫作業、テレビ番組の制作の場面では、企画・演出業務、監督・演出業務、編集作業、俳優・声優の実演、ヘアメイク、スタイリスト、照明等の作業が挙げられる。

※「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

2－5 特定運送委託

「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう。

1) 販売用の物品の運送委託

事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

2) 受託生産用の物品の運送委託

事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品の当該製造における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

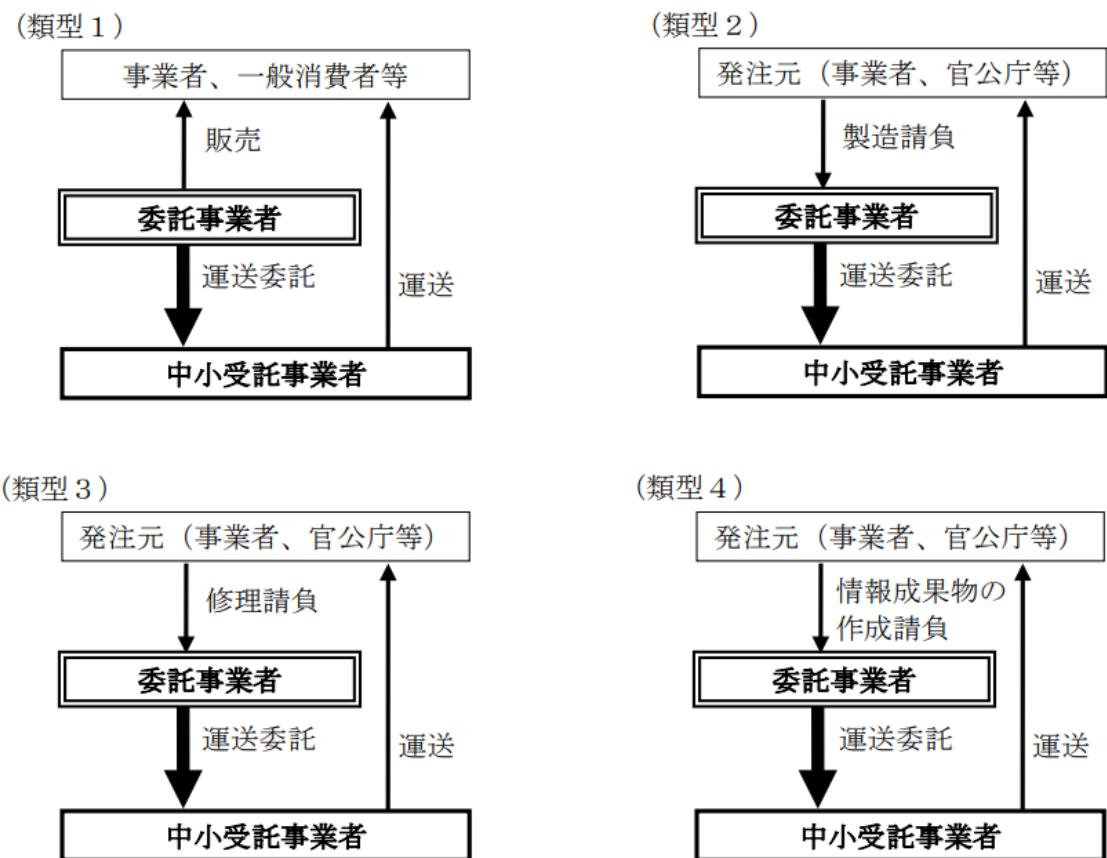
3) 修理に必要な物品等の運送委託

事業者が業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

4) 情報成果物品の運送委託

事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、又は化体された物品の当該作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

※引き取りは対象外。自社物流、取適法の資本金、従業員要件を満たさない運送委託、倉庫保管等は物流の特殊指定の対象となる。



※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

【図表 特定運送委託の類型図】

(中小受託取引適正化法テキストより引用)

II 取適法が適用されるとどのような規制が及ぶのか

取適法では、委託事業者に対し、4つの義務と11の禁止行為を規定している。本ガイドラインでは、これらの義務と禁止事項を取引段階別に分けて、整理した。

各取引段階での委託事業者の義務・禁止事項の関係は、以下の図表のとおりである。

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定すること

【図表 委託事業者に課される義務・禁止事項】

III 取適法違反のペナルティ

1 書面調査・立入検査の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法対象の取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する書面調査を実施している。

また、公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業所管省庁の主務大臣は、必要に応じて、委託事業者の保存している取引記録の調査や立入検査を実施している（取適法第12条第1項から第3項参照）。

2 励告・指導

公正取引委員会、中小企業庁長官、製造委託等に関する取引に係る事業所管省庁の主務大臣は、必要があるときは、指導及び助言をすることができる（取適法第8条参照）。

中小企業庁長官は、取適法の禁止事項違反を調査し、違反があると認めるときは、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる（取適法第9条参照）。

公正取引委員会は、取適法の禁止事項違反に対し、委託事業者に対して違反行為の是正やその他必要な措置を探るべきことを勧告することができる（取適法第10条参照）。

違反行為が現にある場合（中小受託事業者の利益侵害状態がある場合）のみならず、既になくなっている場合（中小受託事業者の利益侵害状態がなくなっている場合）においても委託事業者及び承継事業者に対して所要の措置をとるべきことを勧告することができるため、違反行為を取り止めても勧告を免ることはできない。（取適法第10条第2項参照）

また、勧告の対象は、違反行為をした委託事業者に加え、違反委託事業者すなわち委託事業者が合併により消滅した場合の合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があった場合の当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者に対しても勧告することができ、勧告の効果を免れることはできない。（取適法第10条第1項参照）

公正取引委員会が勧告を行った場合にはホームページに掲載され、マスコミ等に公表される。

3 罰則

取適法第4条に規定する発注内容等明示義務に違反した場合や、同法第7条

に規定する書類等の作成、保存義務に違反した場合、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は50万円以下の罰金を科せられる（取適法第14条参照）。

また、報告義務（取適法第12条第1項から第3項）の報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、忌避したときも、50万円以下の罰金を科せられる（取適法第15条参照）。

IV 取適法が適用されない取引の独占禁止法の適用について

1 独占禁止法の優越的地位の濫用

前述した資本金基準や取引内容の要件を欠くために、取適法が適用されない場合であっても、取適法で禁止される行為を行えば、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである「優越的地位の濫用」（独占禁止法第2条第9項第5号）に該当するおそれがある。

2 優越的地位

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えることをいう。

取引上優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって当該取引先に対する取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合である。

この判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮する。

3 濫用行為

独占禁止法の優越的地位の濫用行為には取適法の禁止事項と類似の行為もある。

1) 独占禁止法第2条第9項第5号イ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、取引に係る商品又は役務以外の商品を購入させたり、役務を利用させたりすることをいう。（例：押付け販売）

2) 独占禁止法第2条第9項第5号ロ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることをいう。（例：従業員の不当使用、協賛金の収受）

3) 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒むこと、取引の相手方から取

引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせること、取引の相手方に対して取引の対価の支払いを遅らせることやその額を減じること、その他取引の相手方に不利益となるような取引条件の設定、変更又は取引を実施することをいう。（例：受領拒否、不当な返品、支払遅延、不当な値引き、不当な低価格購入、要求拒否に対する不利益な取扱い、公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い等）

4 優越的地位の濫用行為に対する措置

公正取引委員会によって優越的地位の濫用と判断されると、公正取引委員会から排除措置命令を受ける。さらに、課徴金納付命令を受ける場合がある。

課徴金が課せられるのは、上記濫用行為が継続された場合に限られる（独占禁止法第20条の6）。課徴金対象期間は、当該行為をした日から濫用行為がなくなるまでの期間であり、最長10年とされている。

課徴金の算定率は、優越的地位の濫用行為を受けた相手方との取引額の1%である。なお、課徴金額が100万円未満の場合、課徴金は課されない（独占禁止法第20条の6）。

V 取適法が適用される取引の独占禁止法の適用について

IV. 3のとおり、独占禁止法の優越的地位の濫用行為と取適法違反行為とは重なる部分もあり、両方に該当するという場合、どちらの法律を適用するかという問題が生じる。

ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第2条第9項第5号と取適法の双方が適用可能な場合には、取適法を適用することとなる。

取適法違反により勧告等がなされた場合、勧告に従う限り、当該違反行為について独占禁止法は適用しないことになる（取適法第11条）。

いずれにしても優越的地位の濫用に該当する行為も取適法違反行為も行ってはならないということに変わりはない。

VI 取適法の適用の判断にあたっての留意点

1 取適法の適用についての判断

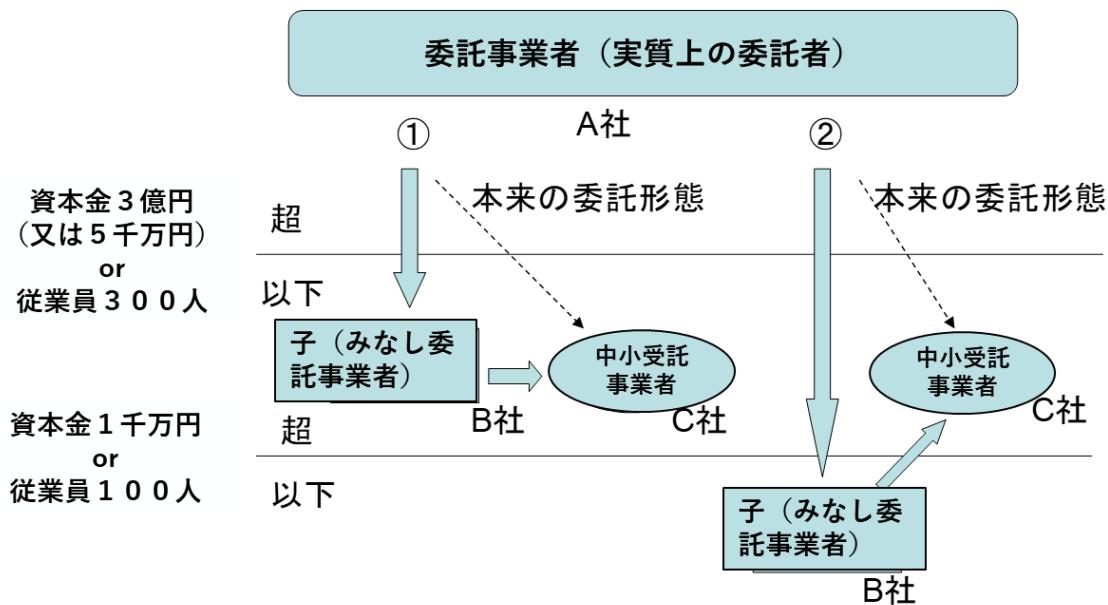
取適法が適用される取引かどうかは、取引相手、取引内容ごとに判断される。

2 子会社等が間に介在する取引と取適法の適用

実際に製造する者との間に発注者の子会社等が介在する場合、取適法の適用について、みなし適用規定の適用（取適法第2条第10項）を考える必要がある。

みなし適用規定の趣旨は、取適法の適用の脱法防止にある。

例えば、本来A社がC社に製造委託しようとしていたとする（資本金又は従業員要件は満たしているものとする。）。これを2段階、すなわち、まず、A社の子会社であるB社に全量外注し、B社を通じてC社に外注させれば、取適法は適用されないことになる。



要件① 議決権が過半数あるなど、委託事業者が役員の任免、執行等について、子会社を実質的に支配していること。

要件② 委託事業者から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託しているなど相当部分を他の事業者に再委託していること。

【図表 みなし適用規定の説明図】

しかし、それでは、取適法を制定した趣旨が貫けないことになってしまう。

そこで、B社がA社から①委託事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（議決権が過半数を超える場合、実質的に役員の任免が委託事業者に支配されている場合など）、②B社がC社に全量又は相当部分を再委託すること（額又は量の50%以上）を要件として、取適法の規制を及ぼすことにしたのがみなし適用の規制である。

注意すべきなのは、取適法が適用されるのは、B社（子会社）とC社（外注先）との取引であって、A社（委託事業者）ではない。ただし、中小受託事業者の範囲は委託事業者の資本金・従業員を基準として決定される点注意を要する。

3 親子会社間の取引

親子会社間の取引についても取適法の適用が除外されるものではないが、委託事業者が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内の取引とみられる場合は、従来から運用上問題としている。

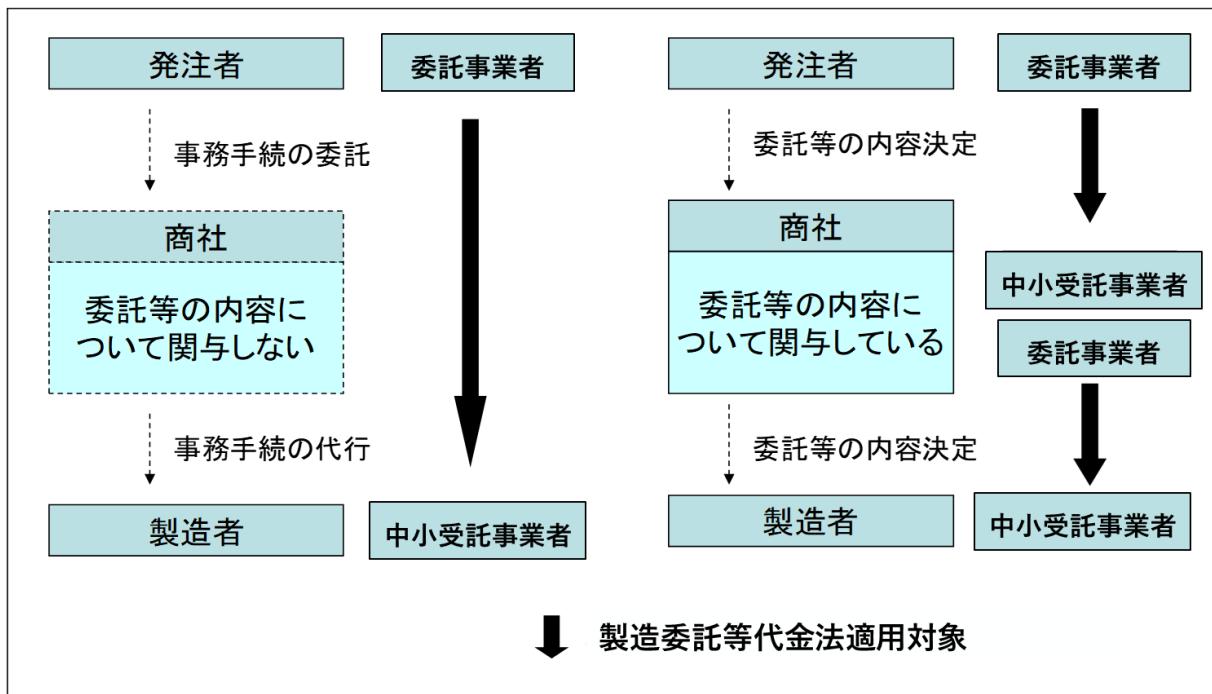
4 海外の事業者との取引

海外の取引先に委託している事業者に対し、取適法違反により勧告等がなされた事例は見あたらないが、取引適正化の観点から、発注書面の交付、製造委託等代金の支払等が適正に行われることが望まれる。

5 商社が商流に入る場合

発注者と実際に製造する者との間に商社が介在するようなケースでは、誰と誰との間で取適法の適用をみればよいのかが問題となる。商社が委託内容に全く関与せず、事務手続きの代行を行っているにすぎないような場合は、発注者と製造者との間で取適法の適用を検討することになる。

これに対し、商社自身が取引に関与し、委託内容の決定に関与している場合は、発注者と商社、商社と製造者それぞれに取適法の適用を検討することになる。つまり、商社が介在する場合には、取引の実質をみて、委託事業者等の該当を判断することになる。



【図表 商社が介在する場合の取適法の適用関係】

6 労働者派遣と取適法

製造業において構内作業を行う場合、労働者派遣か、取適法が適用される製造委託かが問題となる。

この点、労働者派遣か、取適法が適用される製造委託かは、委託事業者が直接に中小受託事業者の従業員を指揮命令しているか否かによって区別される。

例えば、製造ラインの一部の作業が他の作業と明確に区別でき、その部分を中小受託事業者の従業員等が中小受託事業者の指揮命令に基づいて作業を行う場合は製造委託となる場合がある。ただし、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年4月17日労働省告示第37号）によれば、その他にも委託事業者所有の製造設備等を無償で使用している場合は、請負とはいえないとされている。

労働者派遣に該当するか否かは、厚生労働省の都道府県労働局が判断するため、所轄の労働局の指導等に十分な注意が必要である。もし、委託事業者に指

揮命令があると判断されれば、労働者派遣法が適用されることになる。

労働者派遣法に基づき労働者の派遣を受けることは、委託取引と異なるので、取適法の対象とならない。

なお、取適法が適用される製造委託の場合、中小受託事業者に対し、無償で労働者の派遣を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

7 無料で配布するカタログ・チラシ・パンフレットなどの文案、レイアウト、デザイン、印刷等

無料で配布するカタログ・チラシ・パンフレットなどの広告物の制作を委託する場合、発注者がそれらの広告制作を自ら反復継続している場合は、製造委託等の自家使用類型に該当する可能性があるので、注意を要する。また、文案、レイアウト、デザインのみの作成を委託する場合は、発注者がその作成を自ら反復継続している時に、情報成果物作成委託の自家使用類型に該当する可能性がある。

8 運送委託

荷主が商品の運送を運送業者に委託する場合、業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合には特定運送委託として取適法が適用される。

特定運送委託に該当しない場合、すなわち、自社物流、取適法の資本金、従業員要件を満たさない運送委託、倉庫保管等については、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）が適用される可能性があるので、注意が必要である。この場合、「特定荷主」となる資本金基準は、取適法と同じ資本金基準が定められるなど類似の規制がある（補論（注3）参照）。

なお、荷主が自己の取引上の地位を不当に利用して物流業者と取引する行為については、「物流特殊指定」のほか、「優越的地位の濫用」（独占禁止法第2条第9項第5号）又は「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の適用もあるため、留意する必要がある。

○取引段階ごとの対応

I. 見 積

1 見積時の留意点

1-1 買いたたきの禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止

値決めに当たっては買いたたきとならないよう注意しなければならない。

製造委託等代金の額を決定する際、①通常支払われる対価に比べて著しく低い額を②不当に定めることは、「買いたたき」に該当する（取適法第5条第1項第5号）。

買いたたきに該当するか否かは、

①著しく低いかどうかという価格水準（「通常支払われる対価」と「中小受託事業者の給付に対して支払われる対価」との乖離状況や必要に応じその給付に必要な原材料等の価格動向など）

②不当に定めていないかどうかという製造委託等代金の額の決定方法

（中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法）や対価が差別的であるかどうか等の決定内容を勘案してケースバイケースで総合的に判断される。

しかし、市場価格の把握や著しく低いか否か、不当な決定方法か否かの判断は、必ずしも明白ではないので、買いたたきに該当するおそれのある行為類型を取適法運用基準（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。）などであらかじめ把握した上で、適切に価格設定を行うことが重要である。

また、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することは禁止される（取適法第5条第2項第4号）。取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。

労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合等であって、中小受託事業者からの申出があったときは、遅滞なく協議に応じるものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。）を行わないものとする。

- ・具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ・原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ・口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。
- ・コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価へ反映すること。
- ・中小受託事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。

労務費の転嫁に際しては「労務費の指針」に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。

また、委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。

※「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。

1-2 買いたたきに該当するおそれのある行為

買いたたきに該当するおそれのある行為類型として、以下のものが挙げられる。

- ア 多量の発注をすることを前提として中小受託事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として代金の額を定めること。
- イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価

- で代金の額を定めること。
- ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- オ 一律に一定比率で単価を引き下げて代金の額を定めること。
- カ 委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。
- キ 短納期発注を行う場合に、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い代金の額を定めること。
- ク 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めること。
- ケ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の中小受託事業者を差別して取り扱い、他の中小受託事業者より低い代金の額を定めること。
- コ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。

1－3 協議に応じない一方的な代金決定に該当するおそれのある行為

「協議に応じない一方的な代金決定」とは、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することをいい、委託事業者が次のような対応をすることは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当するおそれがあるため、注意が必要である。

- ① 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。
- ② 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

- ③ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。
- ④ 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

2 見積時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

- 1) 見積と異なる数量の発注について、同価格を押しつけられるケース
 - ・ 見積時に出した納入ロットに対して、それより小ロットでも同価格で口頭発注がなされる（電話での発注）。小ロットになると運賃も高いし、納入しない残りの在庫負担も大きいので、単価の値上げを求めたにもかかわらず、一方的に見積時の価格を押しつけられる。発注者によっては指定品、支給品があるケースもある。
 - ・ 納入数量単位が、見積での100個から実際は50個になったため、単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に見積時の価格に据え置かれる。
- 2) 虚偽又は比較の対象として不合理な見積書等による値引き要求
 - ・ 品質の異なる物品の見積や発注を前提としない見積書を比較させられ、値引き要求を受け、当社の見積価格を大幅に下回る単価を一方的に押しつけられた。
 - ・ 品質が異なるにもかかわらず、海外工場に製造を委託した場合の安価な価格を引き合いに出して、十分に協議することもなく大幅な値引き要求を受けた。
- 3) 委託事業者が価格を一方的に決めているケース
 - ・ 見積は何回か提出するが、先方からは口頭発注のみで発注書は出ない。価格も先方の指値を一方的に押しつけられる。
 - ・ 材工一式工事の場合、見積には材料と工事それぞれ別々に内訳を書いているが、予算枠が決まっているため、実質は発注者の指値により価格が決定

されている。

- ・発注者から図面を入手し、部品図を作成して明細書と見積書を作成して提出するが返答はなく、その後、口頭で発注があるだけである。発注書は注文書と一緒に自社で作成して発注者に渡し、捺印した発注書が送られてくる。
- ・材工一式工事で、最初に参考図を出して建築図面を入手し、それにもとづいて見積書を作成するが、ほとんど価格は決められている（見積書についての内容の折衝は行われず、物件全体の価格が決まっているので、それぞれは指値同様となっている）。
- ・オーダー品の場合、十分に協議することなく、これだけしか払えないのと、それでやってほしいと言われる。
- ・発注者側が図面上最低必要な物での積算で費用を決定している。往々にして図面と現場では差異が発生し、必要とされている量よりも多く材料を仕入れていため、ロスが発生しやすく、その負担やその在庫保管にかかる費用を自社で負担するよう押し付けられる。
- ・極めて例外的な特異な発注実績をベースにした金額交渉になってしまう。製品のグレードを無視し、台数あたりいくらという話を押し付けてくる。
- ・発注者は、発注者の取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している中小受託事業者に対して、半年毎に加工費の○%の原価低減を要求し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

4) 対価が増加する事由が生じても価格に反映されないケース

- ・実際の発注量が単価見積時の数量より減少した場合や、設定変更のためにコストアップした場合でも、一方的に当初の見積単価を押し付けてくる。
- ・配達コストを委託事業者が支払うべきか、中小受託事業者が支払うべきかが曖昧にもかかわらず、一方的に中小受託事業者が負担させられる。
- ・環境対策にかかる費用は廃棄物処理規制の強化により上昇傾向にあるが、製品価格への転嫁についての協議に応じてもらえない。
- ・一定期間の価格協力と言われて安価に応じたが、期限が過ぎても正規の価格へ戻してくれない。
- ・原材料が値上がりしても請負金額の改定交渉に応じてもらえない。
- ・材料費、燃料費、労務費のアップ分の単価改定交渉に応じてくれない。
- ・発注者は、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が

現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

- ・ 発注者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮してもかかわらず、製造委託等代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。
- ・ 以前と比べ小口配送（3回は配送する）が増えているため、増額した見積りを提出しても協議に応じてくれない。
- ・ 見積は一台単位でしているが、実際には個別に小口で複数回配送し費用が増えている。配送先も過去は1箇所に納めていたが、先方の都合で複数先に納めることになっているが、その作業に係る費用を増額するための単価改定交渉に応じてくれない。
- ・ 図面の承認後に作り始めるが、承認が遅い。見積では3週間の納期であるが、実際は1週間くらいしかない。工賃増となる分の単価改定交渉に応じてくれない。
- ・ 見積を型代込みで作成し、製品代に上乗せしているが、決定時には外されている。
- ・ 省エネ法のトップランナー制度に対応するなど省エネ性能が高い部品を採用したことにより発生した製造コスト上昇分について、予算枠が決まっていることを理由に価格転嫁に応じてもらえない。

3 見積時の望ましい取引慣行

製造委託等代金の額は最も重要な取引条件であることから、委託事業者が一方的に価格を決めるのではなく、発注者・受注者間で十分協議の上、決定する必要がある。

委託事業者は、中小受託事業者から提出された見積書をもとに価格、その他の取引条件について十分な協議を行った上で決定する必要がある。その見積書には、見積の前提条件、別途となる項目などを明記することが望ましい。さらに、後々のトラブルを防止するためには、見積の前提条件や提案書など、交渉経過に関する文書をできるだけ保存しておくことが望ましい。

4 見積時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 原材料価格の高騰を製品価格に反映させるのに、値決め交渉に時間がかかり、時には交渉が成立しないことがあった。このため原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを委託事業者と取り決めた上で導入した。委託事業者に対して原材料価格の高騰による負担額を明示できるので、提案交渉が容易となり、値決めまでの期間の短縮ができている。
- B 昨今の原材料高騰を受け、従来は不定期に価格改定交渉を行っていたが、現在は一定の範囲以上の変動があった場合には定期的に価格改定交渉が行えるよう話し合いの上変更した。
- C 燃料費は、燃料サーチャージ制を導入し取引価格に適正に反映させていく。
- D 「見積・取決条件」を下記の4つの観点により見直しを行い、運用している。
 - ①産業廃棄物の処理やその他の環境保護関連法令との不整合の解消
 - ②見積・取決条件の不明確な部分の是正、地域事情を考慮した選択制の採用
 - ③個別取引に適した条件を中小受託事業者と協議・選定できる書式の採用
 - ④取引対象品の法令・政策・市場・納入先変更等による環境変動要素が確認された場合

- E 委託事業者及び中小受託事業者が履行すべき業務範囲をチェックリスト化し、契約書に添付することとした。
- F 見積時に見積条件として、「納期」の大幅短縮・延期、「数量」の実測数量、「作業現場」での設備無償貸与、「廃材」の処理費用、「変更・追加」時の見積請求、「手待ち」作業日の請求などを明文化して確認する。
- G 見積時に見積条件として、所定の書式にて、委託事業者とそれぞれの作業区分と費用負担の項目を明確にし、確認印を押す。また、「注文書」「注文請書」「変更・追加指示書」「変更・追加確認書」「前後の増減精算書」などの書式を以て相互確認を実施する。
- H ISOの取得を理由に、委託事業者に発注書などの請求を確実に実施する。
- I 省エネ法のトップランナー制度に対応するなど省エネ性能が高い製品の従来品との価格差（価格上昇分）について、上昇分の内訳を明らかにする等、合理的な価格設定である根拠を示した上で、委託事業者へ見積提示を行った。
- J 不動在庫の発生や型の稼働・生産計画を確認するため、見積り段階で生産ロット及び納入ロットを把握し、納期設定や納入条件を取り決める。
- K 取引対象品に対して、「受注生産品(受注してから生産する)」又は「在庫生産品(一度に纏めて生産して在庫し、供給する)」、対応方法を確認し、その生産方法に応じた納期設定や納入条件を取り決める。
- L 委託事業者から定期的な価格協議の申し入れを行い、原材料費やエネルギーコスト、人件費等のコスト増加分について、適切に価格転嫁できるよう協議を行う。
- M 中小受託事業者に対し、価格協議に関するアンケート調査を年2回（3月・9月）実施することを慣習化した。これにより、情報共有と透明性の確保、関係性の強化および信頼構築につながるとともに、中小受託事業者に

- とっても安心感の醸成や変化への柔軟な対応に有効。
- N 原材料・商品仕入に関して、フォーミュラ制度の導入により、市況を踏まえた価格決定の時間が短縮され、申し入れ価格の反映がスムーズになることで仕入先の負担軽減に寄与している。
- O 取引先の社長名で「価格転嫁に関する相談があれば連絡するよう」葉書が届いたため、自社から価格改定の申し入れをした。商品は全てオーダーメイドであるため、まず取引先から価格の提示があるが、自社より都度見積を行い、原価計算した結果と提示価格と比較して採算が合わない場合は価格交渉して改定している。
- P 取引先から毎年価格見直しの声掛けがある。自社としては「価格上昇分」のみにクローズアップして値上交渉に臨むのではなく、生産性向上に繋がる提案を行うようにしている。こうした姿勢が信頼関係の構築に繋がり、取引先から価格について相談を受けるようになった。
- Q 住宅サッシの取付（施工）について、サッシ流通店が搬入作業の延長として取付作業を依頼されるが十分な対価が得られていないケースがあるが、このような場合は価格の透明性確保のため、材料費と施工費を分けて見積計上及び請求するようにしている。

（留意点）

Aは、原材料が高騰している場合、その限度において取り決めるのは中小受託事業者にとって不利益とはならないで問題はないが、原材料価格が下落している場合、一定率により当然に製品価格を下げる事とするなど、中小受託事業者の予測がつかない不利益を及ぼすことのないよう注意する必要がある。

なお、引き下げた単価を既に発注済みの製品にまで遡って適用することは製造委託等代金の減額として問題となる。

D・Eは、業務範囲の明確化に向けての取り組みであり、業務範囲を可能な限り明確にしておくことが、事後の紛争を防ぐ上で有用である。

Fは、見積時に見積の前提条件、費用項目を明確にしておくことにより、後の追加等が生じたときに、協議の範囲を明かにし、スムーズに交渉を進め

るための方法として有用である。

Gは、見積書、発注書面、請書、変更指示書、現場の追加修正等の一連の書式を統一して、書面の作成、交付を円滑にする方法として有用である。

Hは、ISOを根拠として（書面等の作成保管が義務づけられていることを示す）、書面等の作成交付を求めることにより、円滑に書面等の作成、交付を実現することができる。

II. 発注

1 発注時の留意点

【取適法上の留意点】

1-1 発注内容等の明示義務

取適法が適用される場合は、委託事業者は、発注に際して一定の事項をすべて記載した発注書面又は電磁的方法により直ちに中小受託事業者に明示しなければならない（取適法第4条）。

中小受託事業者からの承諾がなくとも、電磁的方法による明示が認められるようになった。ただし、あとから中小受託事業者から書面の交付を求められた場合には、発注内容等を改めて書面で交付する必要がある。

（1）書面等に記載すべき事項

発注書面又は電子的記録等に記載すべき事項は、「取適法第4条の明示に関する規則」（以下「4条明示」という）により具体的に定められており、12項目ある（補論（注1）参照）。

いざれも契約上重要な事項である。取適法が委託事業者に製造委託等に関する取引上重要な事項を書面又は電磁的方法による中小受託事業者への交付を求めた趣旨は、①製造委託等に関する取引において口頭による発注は発注内容・支払条件が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、中小受託事業者が不利益を受けることが多いので、委託事業者から発注内容を明確に記載した書面又は電磁的記録等を発注の都度中小受託事業者に交付させ、製造委託等に関する取引に係るトラブルを未然に防止すること、②委託事業者が自主的に本法を遵守することを期待し、製造委託等に関する取引の公正化を図るためである。

その内容は、委託事業者及び中小受託事業者の名称、製造委託等をした日、給付の内容、給付を受領する期日、給付を受領する場所、検査完了期日、製造委託等代金の額、製造委託等代金の支払期日、債権譲渡担保方式等で支払う場合はその内容（金融機関名、貸付又は支払可能額等）、原材料等を有償支給する場合はその内容（品名、数量、対価、引渡期日、決済期日、決済方法）等である。

（2）内示の留意点

内示は、本来、発注そのものではなく、発注を予告する意味しか持たないものであるが、口頭又は書面による内示であっても、受発注の実態からみて正式の発注と認められる場合には、当該内示により正式発注があつたと認定される。この場合、当該内示の段階で発注書面又は電磁的記録等を交付しなければ取適法第4条違反となる。また、当該内示に基づいて製造した製品を委託事業者が受領しない場合、受領拒否（取適法第5条第1項第1号）に該当する。

1－2 支払期日を定める義務

委託事業者は、中小受託事業者との合意の下に、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、製造委託等代金の支払期日を給付を受領した日から起算して60日以内で、かつできる限り短い期間内で定める義務がある（取適法第3条）。

給付を受領した日とは、検収の有無にかかわらず、委託事業者が中小受託事業者から給付の目的物を受領した日（納品の日）である。

支払期日を定めなかった場合は、給付の受領日が製造委託等代金の支払期日となる。

1－3 仕様・検査基準の明確化

検査を行う場合、検査基準を明確に定めておくことが必要である。

（1）仕様・検査基準が不明確であると、必然的にやり直しの基準も不明確になってしまい、不当なやり直しの問題が生じかねない（取適法第5条第2項第3号）。詳細は、「IV 受領時、受領後」で後述。

（2）当初検査基準を示さずに、後で恣意的に厳しい検査基準を設け、委託内容と異なる又は契約不適合等があるとし、費用の全額を負担することなく給付内容の変更を要請することにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると、不当な給付内容の変更に該当するおそれがある（取適法第5条第2項第3号）。詳細は、「III 発注変更」で後述。

1－4 有償支給原材料等の購入要請の可否

委託事業者は、中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者の指定する原材料等を強制的に中小受託事業者に購入させてはならない（取適法第5条第1項第6号）。

有償支給原材料等の支給は、法律的には支給材の売買契約であるが、品質維持や改善等の必要性といった正当な理由がない場合には、委託事業者が自社製品や他社製品を指定して中小受託事業者に購入させることは、購入強制の禁止（取適法第5条第1項第6号）に該当する。詳細は、「VI 中小受託事業者に対する要請」で後述。

【その他の留意点：取適法の適用がない取引について】

1－5 書面等の交付義務

取適法が適用されない取引では、発注書面等の交付は法律上義務づけられるわけではないが、権利義務の範囲を明確にして、後の紛争を防止する趣旨からも、発注書面等を交付することが望ましい。なお、建設業法が適用される取引では当初契約、追加工事に伴う追加・変更契約、工期変更に伴う変更契約について書面による契約締結義務がある（建設業法第19条及び建設業法令遵守ガイドライン（第11版）「2. 書面による契約締結」）。

1－6 支払期日の設定

取適法が適用されない一般の取引では、支払期日は当事者の合意により自由に決めることができる。ただし、自己の取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に不利益となるような支払期日を設定する場合は、独占禁止法の優越的地位の濫用の問題となり得る。なお、建設業法が適用される取引では、支払期日の定めがある（建設業法第19条、第24条の3、第24条の5及び建設業法令遵守ガイドライン「2. 書面による契約締結」、「9. 支払保留」、「10. 長期手形」）参照。

2 発注時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

1) 発注書面の不交付

- ・長年の取引慣行では発注書が作成されず、口頭で発注され単価も決めずに作業を開始している。そのため契約内容が曖昧になり、後から数量不足や超過等が生じる。
- ・金型の製造委託についての発注書を出してくれない。

- ・ 委託事業者からの注文書が届くのが納品後となる場合が多い。
 - ・ 長期の取引を行っている委託事業者との場合では、電話で発注を受けるだけで発注書が送られてこない。
- 2) 追加工事の発注書の不交付
- ・ 施主の要望などの理由での追加工事については、自社から見積書を出すが、発注書が交付されず、追加費用が支払われない。
 - ・ 追加工事の見積を出しても、価格と支払は最後まで決まらない。工事が終わってから取引の証拠として注文書がくることもある。

3 発注時の望ましい取引慣行

発注に関しては、委託事業者と中小受託事業者の間で十分に協議を行った上で、事前に受発注に係る取引ルールを取り決めておくことが望ましい。当該取引ルールには、書面による発注や電子受発注を行う場合であっても、受発注内容のファイルへの記録を可能とするなど、取引経過を保存することにより事後のトラブルを回避する対策を取ることが重要である。

4 発注時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 受発注処理の正確・迅速化のため、受注形態として基本的に自社開発のウェブシステムで行い、インターネットで送られてきた受注情報を自社の生産計画システムへと連動させている。インターネットで受けた時点を発注書の受領としている。
- B 委託事業者からの発注はデータで入手し、そのデータを自動で自社生産システムに落とし込んで製造するしくみを構築している。また、委託事業者側の受注データもオンラインでの確認が可能なため、生産計画が立てやすくなっている、IT化を推進していることが大きな強みとなっている。
- C 正確・迅速化のため受注は全て電子媒体で行い、受注内容から発送先までの情報は自社システムとリンクしている。これにより全工程の一元管理が可能となり、コストとミスを低減することができた。

- D 電子商取引を推進しており、契約から請求書までの電子化を行っている。電子化することで委託事業者と中小受託事業者の両者に正確・迅速化等の幅広いメリットがある。
- E 受注等の上振れにより、サプライヤーに対して短納期で発注するケースがある場合に、サプライヤー側からの申し出の有無にかかわらず、短納期発注時の追加費用発生有無の確認を行った。

(留意点)

A～D 電子化、システムの共有化

電子化、システムの共有化を図ることにより、それぞれの情報を共有することが可能となり、受発注の効率化、生産の効率化を図ることが可能となる。

III. 発注変更

1 発注変更時の留意点

1－1 不当な給付内容の変更の禁止

(1) 納入内容の変更

給付内容の変更とは、給付の受領前に、発注書に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることをいう。発注の取消（契約の解除）もこれに該当する。

(2) 不当な給付内容の変更の禁止

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の取消又は発注内容の変更を行い、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない（取適法第5条第2項第3号）。

例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を全く負担することなく、中小受託事業者に対して「給付内容の変更」をさせることができるのは、次の場合だけである。

1) 中小受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合

2) 納入を受領する前に委託事業者が中小受託事業者の納入の内容を確認したところ、中小受託事業者の納入の内容が明示された委託内容とは異なること等があることが合理的に判断される場合

1－2 発注内容を変更する場合の発注書面等の交付

(1) 発注変更が新たな発注と認められる場合

当初の委託内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、委託内容、製造委託等代金の額等の必要記載事項を記載した書面等を改めて明示する必要がある。例えば、発注数量を変更し、減少させる場合は、新たな発注とは認められない場合が多いと考えられる。

なお、数量の減少により、中小受託事業者が単価の見直しを求めたにもかかわらず、十分な協議を行わず、一方的に従来の単価に据え置くことは「買いたたき」に該当するおそれがある。

物品を追加したり、数量を増加させる場合等は、新たな発注と見なされる。新たな発注と認められる場合は、発注書面等を交付しないと、発注内容等明示義務違反となるので、注意が必要である。

（2）取適法第7条書類の作成・保存義務の趣旨と記載事項

委託事業者が、製造委託等に関する取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、製造委託等に関する取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

書類への記載事項は「取適法第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」に定められている（補論（注1）参照）。変更、やり直しの内容及び理由、製造委託等代金の額の増減及びその理由、製造委託等代金の一部支払又は原材料等の対価を控除した場合の製造委託等代金残額、遅延利息を支払った場合の遅延利息の額及びその支払日等である。

1-3 その他の留意点

（1）契約成立前の発注取消・変更

①申込みの撤回

中小受託事業者が承諾の意思表示をする前に、発注を撤回すれば、民法上申込みの撤回として認められる場合がある。

②発注取消

発注書面と請書をやりとりしている場合、中小受託事業者が請書を提出する前に発注を撤回（取消）する場合が考えられる（なお、取適法上、請書の提出は求めていない。）。

しかし、中小受託事業者が材料を手配する等契約の成立を前提とした行動を開始するなどした場合は、民法上契約の成立が認められる場合があり（民法第526条2項参照）、発注書面を交付したすぐ後に申込みの撤回を行う等の場合でないと発注の取消しは認めにくい。

（2）契約成立後の発注取消・変更

一旦契約が成立すると、債務不履行などの契約の解除事由がない限り、一方のみの意志では契約を消滅されることは民法上できなくなる。中小受託事業者が同意する場合は、内容を減らす際は契約の一部合意解除として、増加させる場合は発注の追加として、発注変更ができる。

（3）施主の都合による仕様変更

建材・住宅設備産業の流通においては、施主の都合により設計、仕様

が変更されることが比較的多いが、委託事業者が下流の部材メーカーその中小受託事業者に変更に伴う負担を押し付けることは取適法上問題となるおそれがある。

2 発注変更時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

- 1) 発注変更の際の発注書面が交付されないケース
 - ・ 発注内容の変更書面を残していない。
 - ・ 委託事業者の都合により追加の発注があつたが、至急の対応のため書面交付がなく、追加分は中小受託事業者が負担している。
- 2) 発注変更による費用負担の増加等の不利益を負担させられるケース
 - ・ 設計変更や発注数量の変更に応じた追加代金の支払がない場合が多く、結果的に当初見積もっていたコストよりも2割～3割コストがアップしており、そのアップ分が中小受託事業者の負担となっている。
 - ・ 仕様変更にともない、変更前の製品の費用負担させられることがある。
 - ・ 前工程の遅れによる納期短縮要請があり、カバーするための工数応援などの費用が余計にかかるが、そのための費用を負担してもらえない。
 - ・ 顧客から変更追加分の費用がもらえないとの理由により、発注者から追加や仕様変更に要した増加費用は認めてもらえない。
- 3) 短納期による見込み着手により、変更分の負担を強いられるケース
 - ・ オーダー品であっても、納期が短いために見込みで生産に着手せざるを得ないが、発注者からの仕様変更により、それまでの製品が無駄になってしまうが、発注者はそれらの費用を負担してくれない。
- 4) 発注後の当事者の変更と不利益変更
 - ・ 契約後に支払先商社（経由に）が変わり、支払条件や支払金額が変更される（マージン分アップ）。

3 発注変更時の望ましい取引慣行

発注の変更を委託事業者及び中小受託事業者双方の合意の基に円滑に行うためには、当初の契約・発注時に、給付や役務の内容を明確にしておくことが必要である。さらに、事前に発注変更の際の対応方法や、給付に契約不適合があった場合の負担方法、さらに変更に伴う費用の負担方法などについても取り決めておくことが望ましい。

4 発注変更時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

A 納期変更が10～15件/日程度発生する。生産着手前や生産着手後、納入時などキャンセルの時期によっては対応緊急度が他の製造工程に与える影響が異なるため、キャンセルの時期に応じて対応価格をルール化し請求している。

B 発注変更の注文書の発行と同時に発注の変更に伴う費用の負担方法について必ず確認するよう内部監査等で指導している。

＜取適法適用外の取引でのベストプラクティス＞

C 特別仕様品は普及品に比べ納期がかかることが多いので、特別仕様品を受注する場合は、標準在庫品を持つか、もしくは受注生産品とするかについて契約前に打合せをして取り決めを行っている。

D 短納期での注文が多いことから、余分な在庫を持って対応しているため、在庫保証について、事前に打合せをしてルールを決めている。

（留意点）

A キャンセル料のルール化

キャンセル及びキャンセル料をルール化するに当たり、取引上優越した地位にある者が不当に取引の相手方に不利益を押しつける場合は、優越的地位の濫用に該当するおそれがある（独占禁止法第2条第9項第5号）。

C・D 在庫保管と在庫保証

短納期発注の場合、納期に間に合わせるために、受注者側が一定の在庫をもって対応せざるを得ない場合があるが、取適法適用外の取引においても、発注者が在庫保証するなど受注者側に不利益が生じないようにすることが望ましい。

IV. 受領・返品・やり直し

1 受領時の留意点

(受領時)

1-1 受領拒否の禁止

受領とは、中小受託事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず、受け取るという行為をいい、中小受託事業者の納入物品等を委託事業者が事实上支配下に置くことで足りる。従って、委託事業者の検査員が中小受託事業者の工場に出向いて検査を行う場合があるが、その場合は検査員が検査を開始した日が受領日となる。

委託事業者が中小受託事業者に対して委託した給付の目的物について、指定した納期に中小受託事業者が製品を納品してきた場合、委託事業者は中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むことができない（取適法第5条第1項第1号）。

受領拒否には、発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれる。

委託事業者が中小受託事業者に委託するものは、委託事業者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、他社への転売が不可能であることから、委託事業者は、原則として受領を拒否することはできない。

例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、受領を拒否できるのは、次の場合だけである。

- 1) 中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なること等がある場合
- 2) 中小受託事業者の給付が明示された納期に行われない場合

(受領後)

1-2 不当な返品の禁止

委託事業者は中小受託事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に契約不適合があるなど明らかに中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合において、受領後速やかに不良品を返品する場合などを除き、受領後に返品することはできない（取適法第5条第1項第4号）。

受領後の検査の結果、例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして返品できるのは、中小受託事業者の給付の内容が明示された委

託内容と異なる等の場合であって、次の場合だけである。

- 1) 当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合
- 2) 給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な取引において、当該給付の受領後の当該給付に係る代金の最初の支払時までに引き取らせる場合

委託事業者が、発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められない。

返品できる期間については、委託事業者の検査を前提として、以下の通りである。

- 1) 直ちに発見できる契約不適合の場合

通常の検査で直ちに発見できる契約不適合の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。

- 2) 直ちに発見できない契約不適合の場合

通常の検査で発見できない契約不適合で、ある程度期間が経過した後に発見された契約不適合については、その契約不適合が中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるものである場合は、当該物品等の受領後 6 か月以内に返品する必要があり、6 か月を超えた後に返品すると取適法違反となる。

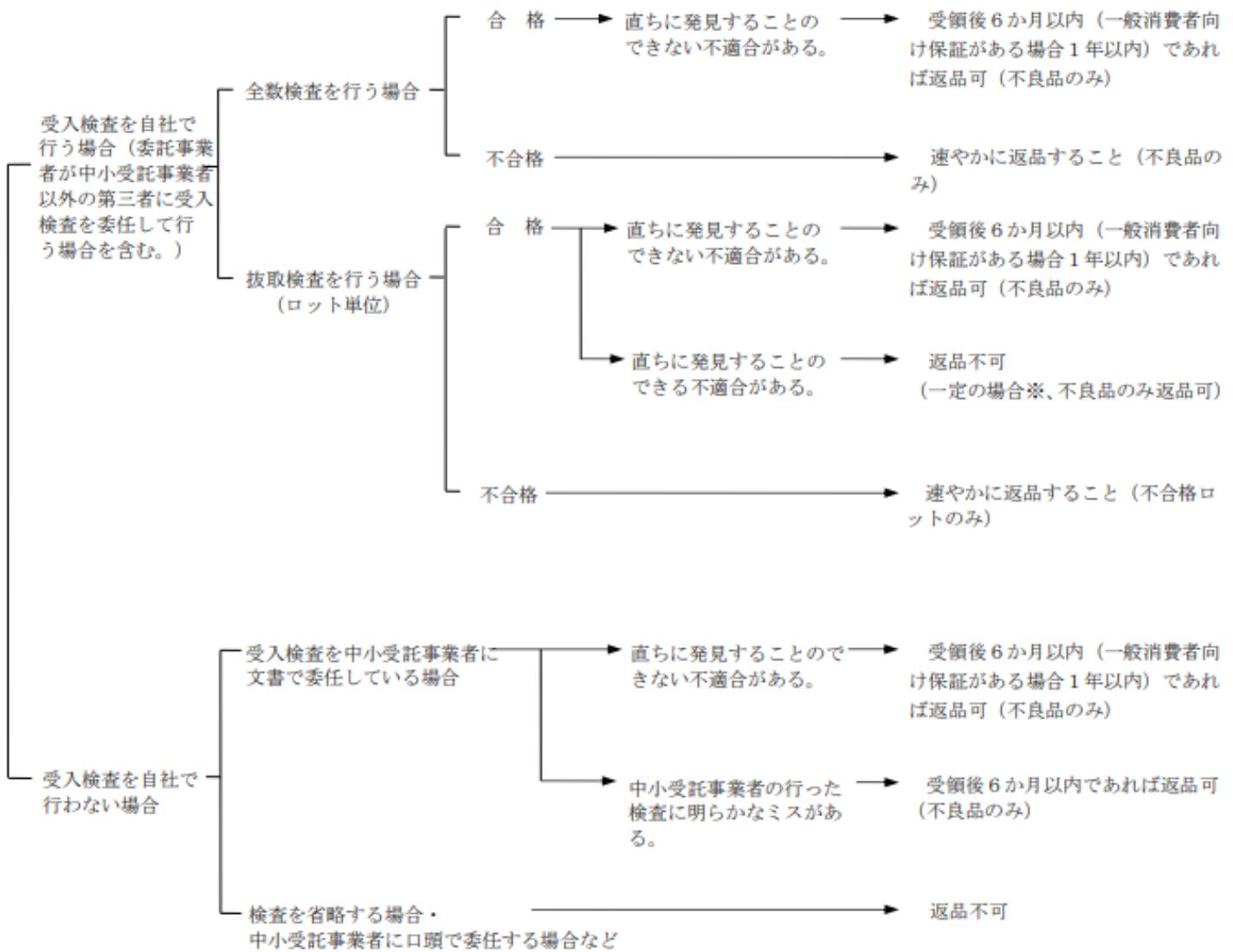
ただし、一般消費者に対して 6 か月を超えて品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長 1 年以内であれば委託事業者は中小受託事業者に返品することができる。

受領品の検査方法と返品との関係については、図表「検査方法と返品期間の関係」のとおりである。

※施主の仕様変更に基づく返品

施主の仕様変更を理由として、中小受託事業者に対して返品することは、不当な返品の禁止（取適法第 5 条第 1 項第 4 号）に該当する。

● 検査方法と返品期間の関係



※ ①継続的な受託取引が行われている場合において、②あらかじめ返品の条件について合意がされ、その内容が明示され、かつ、③当該明示と発注時の4条明示との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合

図表：検査方法と返品期間の関係

(中小受託取引適正化法テキストより引用)

1－3 不当なやり直しの禁止

やり直しとは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせるこ
とをいう。

委託事業者が中小受託事業者に責めに帰すべき理由がないのに、受領後に
やり直しをさせることにより中小受託事業者の利益を不当に害してはならな
い（取適法第5条第2項第3号）。

例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事
業者が費用を全額負担することなく、中小受託事業者に対して「やり直し」
をさせることができるのは、次の場合だけである。

- 1) 中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なること等があ
る場合

1－4 やり直しをさせることができる期間（委託事業者の検査を前提とし て）

- 1) 通常の検査で直ちに発見できる契約不適合

通常の検査で直ちに発見できる契約不適合については、契約不適合を発
見次第速やかにやり直しをさせる必要がある。

- 2) 通常の検査で直ちに発見できない契約不適合

中小受託事業者に対してやり直しさせることのできる期間は、通常の
検査で契約不適合等のあること又は注文内容と異なること等を直ちに発
見できない中小受託事業者からの給付については、受領後1年以内である。
ただし、委託事業者がユーザー等に対して1年を超えた契約不適合
責任に関する期間を契約している場合に、委託事業者と中小受託事業者
がそれに応じた契約不適合に係る期間をあらかじめ定めている場合は除
く。

1－5 仕様変更を理由とするやり直し

仕様変更を理由として、中小受託事業者に対して費用を支払うことなく、
やり直しをさせる行為は不当なやり直しの禁止（取適法第5条第2項第3
号）に該当する。

1－6 最終図面等の確認

設計変更、図面変更が行われた場合には、後に仕様と異なるあるいは契約
不適合の有無について争いが生じる場合があり、最終的な図面については、
当事者双方で確認の手続を行っておくことが重要である。

2 受領時に問題となる具体的行為事例

1) 発注者の都合により受領を拒否されたケース

- ・ 発注書に指定された納品日に委託事業者に電話をかけたところ、「担当者不在で今日は受け取れない」と言われ、交渉しても受け取ってもらえなかつた。
- ・ 工事現場に納入する際、天候や工事の進捗状況により受領されず、持ち帰ることがある。
- ・ 生産計画の変更等により、発注時には 1,000 個納入だったのものが 500 個納入したところで納入止めとなり、残りは受領してもらえなかつた。
- ・ ゼネコン→販売店→建材・設備メーカーという商流において、販売店の指示により中小受託事業者（建材・設備メーカー）が直接ゼネコンの現場に納品し、ゼネコンの現場の都合で受領拒否された。
- ・ 発注者の販売先が倒産したことを理由に、あらかじめ定められた納期に受領してもらえなかつた。

3 受領時の望ましい取引慣行

- (1) 受領拒否・返品・やり直しが発生する原因是（中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合を別として）、発注内容が明確に定まっていない場合が多いと考えられる。このため、受発注時において、曖昧な内容のまとせず、委託事業者・中小受託事業者双方でその内容の明確化に努めると共に、内容変更があった場合には、その変更内容を文書で取り交わし、保存しておく必要がある。
- (2) また、設計変更、図面変更が行われた場合には、最終図面について当事者双方で確認の手続きを行っておくことが望ましい。
- (3) さらに、施主の仕様変更があった場合の取扱について、事前に明確な取り決めを行っておくことも、事後のトラブル回避のためには重要である。

4 受領時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 施主の要望により、細かい仕様の変更、色の変更などが頻繁に発生しがちである。後になっての返品ややり直しは、中小受託事業者にとってはもちろん、委託事業者にとってもデメリットであるため、当初契約に当たっては、十分協議を行った上で、仕様などを決定することにしている。その際、委託事業者はできる限り施主の希望も再確認するよう努めている。
- B 納品時の品質確認による返品を低減させるため、不良率が一定基準を超える中小受託事業者に対してはヒアリングや技術指導により改善活動を行っている。その結果、設定目標を達成したところを対象に、年に1度表彰する制度も設けている。

＜取適法適用外の取引でのベストプラクティス＞

- C 発注者の要請を受け計画的に在庫を管理している商品では、生産中止後に残った在庫は引き取ってもらうことになっているため、受注者として安心して取引できている。

（留意点）

取適法適用外の取引であっても、発注者は、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて受注者の計画的生産、生産平準化に協力することが望まれる。

V. 支 払

1 支払時の留意点

【取適法上の留意点】

1-1 製造委託等代金の減額の禁止

委託事業者は発注時に決定した製造委託等代金を「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額してはならない（取適法第5条第1項第3号）。

取適法上、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、発注後に製造委託等代金の額を減じることができるのは、具体的には、次の場合だけである。

1) 受領拒否の場合

中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合、又は当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと、若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき。

2) 返品の場合

中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせた場合、又は中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らせなかった場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき。

※代金の減額要請

施主とユーザー（ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店等）との請負契約では、図面変更、工事ミス、納期遅れ等の種々の要因により、施主から工事代金の減額要請が行われることがあるが、それを理由として下流の取引の中で、委託事業者が製造委託等代金の額を減ずることは減額の禁止（取適法第5条第1項第3号）に該当する。

1-2 支払条件

製造委託等代金の支払は、現金払いが原則である。

取適法では、製造委託等代金の支払について、手形払が全面的に禁止され、さらに、金銭及び手形以外の支払については、当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することが禁止された。電子記録債権、一括決済方式等についても、満期が支払期日を超えるものは、利用不可であり、満期が支払期日を超えない場合でも、記録手数料等を中小受託事業者に負担させることで、支払期日までに中小受託事業者が製造委託等代金満額と引き換えることができない場合には、禁止される。（取適法第5条第1項第2号）

製造委託等代金の支払手段について、手形払のほか、その他の支払手段（電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等））についても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止された。

1－3 製造委託等代金の振込手数料の委託者負担

製造委託等代金の振込手数料を中小受託事業者に負担させてはならない。

1－4 支払遅延の禁止

（1）支払期日

委託事業者は、中小受託事業者との合意の下に、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、製造委託等代金の支払期日を給付を受領した日から起算して60日以内で、かつできる限り短い期間内で定める義務がある。（取適法第3条第1項）

（2）支払遅延が生じる日

給付の受領日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合はその支払期日に支払わない場合、支払期日を定めなかった場合は中小受託事業者からの給付の受領日に支払わない場合、給付の受領日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合は受領日から起算して60日目に支払わない場合に支払遅延となる。

（3）支払遅延に当たる事項

次のような場合は、代金の支払遅延に当たる。

- ・委託事業者と中小受託事業者との間で支払期日が給付の受領日から60日以内に定められている場合に、その定められた支払期日までに代金を支払

わないとき。

- ・委託事業者と中小受託事業者との間で支払期日が給付の受領日から 60 日を超えて定められている場合に、受領日から 60 日目までに代金を支払わないとき（この場合、法に定める範囲を超えて支払期日が定められており、それ自体に問題がある。）。
- ・委託事業者と中小受託事業者との間で支払期日が定められていない場合に、その給付の受領日に代金を支払わないとき。
- ・「毎月末日納品締切、翌々月 10 日支払」等の月単位の締切制度を採っている場合に、締切後 30 日以内に支払期日を定めていないことにより、給付の受領日から 60 日目までに代金を支払わないとき。
- ・「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、検収に相当日数を要したため、給付の受領日から 60 日目までに代金を支払わないとき。
- ・委託事業者と中小受託事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）がされていないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないとき。
- ・中小受託事業者に代金を支払う際に、取適法第 3 条第 1 項の規定により定められた支払期日又は同条第 2 項の支払期日に代金の満額に相当する現金を受け取ることができない一括決済方式又は電子記録債権を使用したとき。

（4）金型・木型等代金の支払遅延

委託事業者が金型・木型等を製造委託した場合、それらの代金は、給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日に支払われなければならぬ。

委託事業者が製品とともに、金型・木型等の製造を中小受託事業者に発注した場合においても、金型・木型等の代金は、製造委託等代金として、給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日に支払われなければ、支払遅延の禁止（取適法第 5 条第 1 項第 2 号）に違反することになる。

1－5 遅延利息の支払義務

委託事業者は、製造委託等代金をその支払期日までに支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、給付を受領した日から起算して 60 日を経過し

た日から支払日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない（取適法第6条第1項）。

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない（取適法第6条第2項）。

なお、取適法上の義務ではないが、委託事業者が60日を超えない日を支払期日として約定していた場合、その支払期日から、給付受領日から起算して60日までは、約定利息（特に定めていなければ年3%）を支払わなければならない。

1-6 有償支給材の対価の早期決済の禁止

委託事業者が製造委託等代金の支払時に委託事業者が有償支給した材料代金債権をもって相殺できるのは、当該製造委託等代金の対象となった製品に使用された分の原材料の代金相当額のみであり、製造委託等代金の対象となった製品に支給した原材料が使用されたか否かが明確でない場合には、有償支給材の代金の回収を遅らせる等して、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（取適法第5条第2項第1号）に違反しないように十分配慮する必要がある。

委託事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、支払遅延の場合と同様、中小受託事業者の受け取るべき製造委託等代金の額が減少し、資金繰りが苦しくなるなど中小受託事業者が不利益を被ることになるからである。

＜見合相殺＞

製造委託等代金の対象となった物品に使用された原材料代金分だけの相殺をいう。

2 支払時に問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

1) 減額

- ・ 委託事業者の予算不足や設計ミスを理由に不当に減額された価格で決済される。
- ・ 中小受託事業者以外の者の作業時の破損などの理由により見積や精算書なして一方的に減額されたことがある。
- ・ 発注者が受入検査をしない契約において、納品後に市場で不具合が出た際、原因が分からぬのに、回収等に要した費用の相当部分を負担させられた。
- ・ 発注者の上流の工事ミスによるユーザーからの値引き要求を理由に、責任のない中小受託事業者に値引き要請があり、協力せざるを得なかった。
- ・ 見積書にない廃棄物処理代を製造委託等代金から差し引かれている。
- ・ 自分の責ではない納品物の破損部分の補修費用について、全中小受託事業者の頭割りで費用が配賦され、減額されたことがある。
- ・ 委託事業者は、プログラムの作成等を中小受託事業者に委託しているところ、代金の額から中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料相当額を差し引いた。

2) 発注者の都合による支払遅延、支払拒否

- ・ 不景気やコストダウンを理由に、支払期日を超えて支払われることがある。
- ・ 納品後の支払期日を直近締め日から 90 日超に設定されるケースがある。
- ・ 施主からの入金遅れとの理由で支払期日までの支払が遅れた。
- ・ 金型発注書が出るケースでも、半年くらい支払ってもらえないことがある。
- ・ 検査未完了等の理由により、支払期日までの支払が遅れる場合がある。
- ・ 材工一式の契約において、製造委託を受けた製品が完成しても、納入先の作業工程遅延によって納品できず、支払いが大幅に遅れた（再委託先に先に支払っている場合回収が遅れる結果となる）。【P 78 補論2 参照】

3 支払時の望ましい取引慣行

(1) 支払方法の改善

製造委託等代金の支払方法を合意するに当たっては、委託事業者は、中小

受託事業者の資金繰りについて関心を持つように努めた上で、中小受託事業者に複数の選択肢を示すと共に、両者で十分な協議を行い、その経緯を委託事業者は記録・保存しておくことが望ましい。

また、支払方法の改善を進めるにあたっては、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、中小受託事業者への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（現金払い化等）などを進めることが望ましい。

（2）型・治具代金の支払

型や治具の代金について、委託事業者は当該型・治具の製造を委託し、それを受領した場合には、受領した日から起算して60日以内に全額を支払う必要がある。

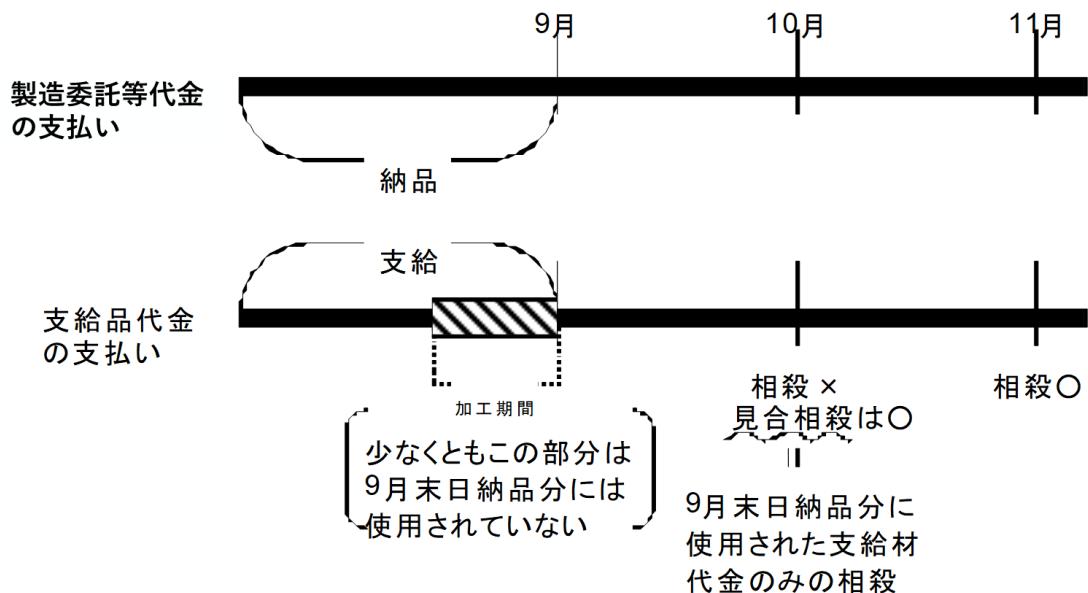
さらに、振興基準では、委託事業者は製品の製造を委託し、中小受託事業者が製造した（又は型等のメーカーに再委託して受領した）型・治具が他に納入されず、中小受託事業者のもとに留まる場合には、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定するものとし、中小受託事業者が、専ら委託事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努める必要がある。

（3）相殺時期を遅らせる対応の必要性

図表「有償原材料の対価の早期決済の禁止の内容」のように、製造委託等代金の対象となった物品に使用された原材料かどうかの管理ができていないと、有償支給原材料の早期決済の禁止に違反してしまう可能性がある。そこで、有償支給原材料の早期決済の禁止規定に確実に違反していない範囲で相殺を行うよう、相殺時期を遅らせる等の対応が必要となる。

◆ 早期相殺の禁止 ◆

＜当月末締め、翌月末日払いの約定＞



【図表 有償原材料の対価の早期決済の禁止の内容】

(参考)

一般の取引では、自動債権の期日さえ到来していれば、相殺は可能であるが、取適法が適用となる取引においては、「1 支払時の留意点、1-6 有償支給材の対価の早期決済の禁止」の趣旨のとおり、当該製造委託等代金の対象となった製品に使用された分の原材料等の代金相当額を超える相殺が制限されている。

4 支払時の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 支払期日を厳守するため、納品から支払計上までの所要日数を双方で確認できるシステムを導入した。これにより支払期日が厳守され、チェックミスによる計上漏れも防止することができた。
- B 原材料の購入に際し最低発注ロットが大きいため、中小受託事業者が必要とする分を大きく越える量を買わざるをえないものがあった。このため、

中小受託事業者からの求めにより、これを委託事業者の方で購入し必要分だけ有償支給とすることで、中小受託事業者側でのキャッシュフロー上の負担が低減した。

- C 支払期日を厳守するため、発注部門は「支払期日」を必ず確認・明記し、請求書の受領後、期日中の処理・回付とし、遅延が発生した場合は、直ちに経理部門に報告する。経理部門は、支払期日管理を徹底する。

VI. 中小受託事業者への要請

1 中小受託事業者に対する要請時の留意点

【取適法上の留意点】

1－1 購入・利用の強制の禁止

（1）趣旨

委託事業者は、中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に中小受託事業者に購入させたり、サービス等を強制的に中小受託事業者に利用させて対価を支払わせてはならない（取適法第5条第1項第6号）。

この規定の趣旨は、正当な理由がある場合を除き、委託事業者が指定した物（役務）を中小受託事業者に強制して購入させることを禁止するものであり、委託事業者が自社商品やサービス等を中小受託事業者に押し付け販売することを防止することにある。

（2）強制か否かの判断

取適法の条文には、「強制」の文言があるが、これは、受託取引関係を利用して、事実上、中小受託事業者が購入等を余儀なくされたか否かによって判断される。従って、購買・外注担当者等受託取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

（3）取適法が適用されない取引における相手方への要請の留意点

取引上優越した地位にある事業者が、継続して取引する相手方に対し、自己の指定する製品を不当に購入させたり、サービスを不当に利用させたりする行為は、独占禁止法上、優越的地位の濫用（独占禁止法第19条、同法第2条第9項第5号イ）に該当するおそれがあるので注意が必要。

1－2 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

委託事業者は、中小受託事業者に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない（取適法第5条第2項第2号）。

本規定の趣旨は、中小受託事業者が委託事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、中小受託事業者の利益が不当に害されることを防止することにある。

また、運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

＜金型・木型等の保管要請の留意点＞

建材・住宅設備の製品及びその部品は、数が多い上、新製品が続々と登場している状況にある。中小受託事業者が金型・木型等を製品の製造に使用している間は、金型・木型等の所有権が委託事業者にあろうと中小受託事業者にあろうと、中小受託事業者が金型・木型等を利用する以上、中小受託事業者が保管することとなる。

しかし、委託事業者が製品の生産を中止した場合に、中小受託事業者の負担で金型・木型等をいつまで保管させるかについては、本来、契約により定めるべき事柄であるが、委託事業者が長期間にわたり使用しない補給品の金型・木型等を中小受託事業者に無償で保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある（取適法第5条第2項第2号）。

※型の長期保管における「長期間」とはどのように判断すればよいか

「委託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものであるが、これまでの主な違反事例において認められたものは、次のとおりである。

① 部品等の発注を長期間行わない場合

金型・等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず、中小受託事業者に当該金型・木型等を無償で保管させていた事例

② 中小受託事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

中小受託事業者から金型・木型等の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型・木型等を無償で保管させていた事例

③ 委託事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型・木型等を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型・木型等を無償で保管させていた事例

④ 型等の再使用が想定されていない場合

金型・木型等を用いて製品が製造された後、当該金型・木型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型・木型等を無償で保管させていた事例

(参考：公正取引委員会 よくある質問コーナー(下請法)Q 4 6)

以上からすれば、違反を未然に防ぐには、量産終了後等に発注者の意向により型等を継続して保管させる場合、不当な経済上の利益の提供要請に該当しないためには、型等の保管料を協議し、支払うことが望ましい。

2 中小受託事業者に対する要請にあたって問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

1) 資材購入先を指定するケース

- 委託事業者にほとんどの資材等の購入先を強制的に指定される。

2) 型・治具の保管費用、補修費用、処分費用を負担しないケース

- 製品の量産が終了した後も、追加発注に対応するために金型を保管し続けている製品が多くある。こうした製品は注文もほとんどないが、委託事業者から継続保管を求められているため、廃棄や委託事業者への返却ができない。
- 委託事業者に金型の処分依頼をしてもなかなか認められず、保管にかかる費用も支払われない。
- 金型が長期使用により劣化しても補修費用は支払われず、品質維持は要求されるため、金型補修費用は中小受託事業者が負担をしなければならない。
- 委託事業者に所有権のある金型を数年間保管するが、処分時の費用しか負担はしてもらえない。
- 入居後1年目検査において、製品不具合により交換を求められたため、中小受託事業者に無償で金具を支給させた。

3) 金銭・労務の提供要求

- 委託事業者から、販売協力のための金銭提供を要請される。

- ・ 完成披露時の故障対応に、10日間現場に常駐待機させられたため、待機に係る費用の支払を求めたが、その費用を負担してもらえたなかった。

4) 図面、ノウハウ等の提出要請

- ・ 委託事業者は、中小受託事業者がノウハウを駆使して作成した図面を無断で使用し、他社へ相見積りをしている。
- ・ 委託事業者に設計の提案をした商品について、設計料がもらえない。

5) サンプル品の費用を負担しないケース

- ・ 委託事業者が中小受託事業者に対して、仕様や規格等を指示してサンプル品の製造・加工を委託したが、その費用を委託事業者が負担してくれない。

6) 負担すべきものではない費用を負担させられるケース

- ・ 現場の養生不十分でキズがついたのに、引渡し寸前に商品交換費用を負担させられた。
- ・ スポーツ観戦等のチケットを強制的に購入させられる。
- ・ 中小受託事業者が建材を納品する作業現場で自らの責任でない納品後の欠陥や契約不適合の修繕費用を支払代金から減額させられた。

7) 配送に付帯する役務等の費用を負担しないケース

- ・ メーカー等が建築主への納品を流通事業者に委託し、現場で付帯作業が発生した際、当該流通事業者に配送料金と別で荷下ろしなど付帯業務に係わる費用が支払われていない。
- ・ 返品や持ち帰りによる再配達が発生した際、見積等において製品代金と配送料金が分けられておらず、製品代金以外の項目がない場合に配送料金を請求することができず、無償で対応している。

3 中小受託事業者に対する要請における望ましい取引慣行

<型の保管・管理の適正化>

- (1) 委託事業者は、中小受託事業者と次の事項について十分に協議した上で、できる限り、生産に着手するまでに双方が合意できるよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できる

ようにするものとする。そのため、予め、協議方法を作成・整備し、中小受託事業者に共有するものとする。

①型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）

②量産期間の後に型の保管義務が生じる期間

③量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担

④再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担

⑤試作型（追加発注分を含む）である場合にはその保管期間や保管費用の負担

（2）委託事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を中小受託事業者に求める場合には、中小受託事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の事項について定めるものとする。なお、十分な協議ができるよう、予め、協議方法を作成・整備し、中小受託事業者に共有するものとする。

①中小受託事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担

②型の保管義務が生じる期間

③型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法（責任者、窓口、その他手続き等）

④型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担

⑤再度型を製造する場合の費用負担

（3）委託事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても同様に、製品の製造の完了前においては第1号の内容に、製品の製造の完了後においては第2号の内容に取り組むものとする。

（4）第2号及び第3号の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、委託事業者の事情により中小受託事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は委託事業者が負担するものとする。委託事業者は、取適法運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。また、事情変更等により協議の結果を変更する必要がある場合には、再協議するものとする。

(5) 川下（最終製品等を製造）に位置する委託事業者は、直接の取引先である中小受託事業者の型の保管・管理の問題はもちろん、さらにその先の川上に位置する中小受託事業者の型の保管・管理にも影響することを考慮して、製造終了や型保管の期間の目処に関する情報を積極的に伝達するものとする。また、型の保管・管理の問題は当該委託事業者の更に川下に位置する事業者との連携が不可欠となるため、第1号から第4号までの内容を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。

4 中小受託事業者に対する要請における望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー等の要請を受けた委託事業者より、頻繁に仕様変更が繰り返されるため、生産を中止された部品の金型が相当数に上るが、どうしても残す必要がある金型を除き廃棄するとともに、金型を残す場合については、委託事業者が保管料を支払っている。また、当初の発注の際に、金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれている。
- B 金型の所有権は全て発注者にあり、量産終了後に金型保管に関する書面契約を結び発注者が受注者に保管費用を支払い、受注者が金型を契約している期間保管している。契約期間終了後は、原則金型は廃棄するが、発注者が受注者に要請した場合には、再契約を行い同様に発注者負担で受注者が金型を保管している。

VII. その他

1 配送委託における留意点

1－1 小口・多頻度配送の要請

委託事業者が、これまでの取引よりも多頻度小口配送によりコスト増が確実に見込まれるため従来の単価では対応できないとして中小受託事業者から見積書を提出したにもかかわらず、一方的に通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で製造委託等代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある（取適法第5条第1項第5号）。

中小受託事業者は、小口・多頻度配送を要請されると、取引の継続性、依存性から了承せざるを得ない立場に置かれている。取適法上は、次の事例は買いたたきに該当するおそれがある。

＜事例＞

委託事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかかるため従来の配送頻度の場合の受託単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、委託事業者が、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で製造委託等代金の額を定めた。

1－2 その他の留意点

受託取引以外の多頻度小口配送の問題点として、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」では、小売業者と納入業者の取引に関して、「小売業者が、納入業者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して、納入業者に対し（中略）多頻度小口配送の要請等を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題を生じやすい。」とされている。

1－3 荷主の立場からの適正取引の取組

近年、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、建材・住宅設備産業としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。

取適法適用対象となる取引類型として、製造、販売等の目的物の引き渡しに必要な運送の委託、いわゆる「特定運送委託」として4つの類型が追加された。（取適法第2条第5項）

また、荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、建材・住宅設備産業においても、「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

＜参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開＞

- ・トラック運送業における適正取引推進ガイドライン：取引上の問題点と望ましい取引形態
- ・トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
- ・荷主勧告制度について
- ・運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

1-4 物流の負担軽減・適正化、効率化に向けた取組

このほか、効率的な物流を実現するためには、発荷主事業者、着荷主事業者、物流事業者が連携、協働して、現状の改善を図るための取組みを実施することが重要である。

業界特有の状況も踏まえた具体的な対応を進めていくため、「フィジカルインターネット実現会議建材・住宅設備ワーキンググループ」において策定された「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」に基づき、サプライチェーン関係者全体で、商慣習の見直し、納品条

件の適正化などに取り組むことで、荷待ち・荷役作業等にかかる時間の短縮や物流の負担軽減・適正化を図ることが求められる。

<参考資料一覧：経済産業省ホームページで公開>

・建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドラインについて

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/20240318_02.pdf

2 事業継続に向けた留意点

- (1) 中小受託事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うことが望ましい。
- (2) 委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーンの機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応を行うことが望ましい。具体的には、中小受託事業者と対話をした上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うことが望ましい。

3. 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- (1) 委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限界を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関係法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する必要がある。
- (2) 委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。
- (3) 委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないものとする。

[委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せや不利益となる事例]

- ①適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ②無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ③委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起

因した受領拒否や支払い遅延

- ④委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ⑤過度に短納期となる時間指定配送、過剰な欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥納期や工期の過度な特定時期への集中

4. 自然現象による災害等への対応に係る留意点

(1) 自然現象による災害等への備えに係る留意点

委託事業者と中小受託事業者は、自然現象による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（B C P：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（B C M：B C P等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

(2) 天災等が発生した場合の留意点

① 中小受託事業者が留意する事項

イ. 天災等、委託事業者、中小受託事業者双方の責めに帰すことのできないものにより被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めるものとする。

② 委託事業者が留意する事項

イ. 天災等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意するものとする。

ロ. 天災等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮するものとする。

5 知的財産の取扱いにおける留意点

知的財産の取扱いについては、以下について留意すること。

- (1) 取引適正化のため、知的財産取引に関するガイドライン※に基づく取引の実施に努める。
- (2) 「契約書ひな形」※に基づく取引の実施に努める。

※知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

- (3) 中小受託事業者の秘密情報（ノウハウ含む）の提供や開示を強要しないものとする。
- (4) 委託事業者は、製造委託等を行うに当たり、委託本来の目的に照らして合理的に必要と考えられる範囲を超えて、中小受託事業者の有するノウハウ、アイデア、レシピ等の技術上若しくは営業上の秘密情報又は技術指導等の役務の提供を求めないものとする。

6 フリーランスとの取引における留意点

フリーランスとの取引について、中小受託事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」※（フリーランス・事業者間取引適正化等法、2024年11月施行）に基づく適切な取引を行うものとする。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_ukintou/zaitaku/index_00002.html

なお、取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の関係について、取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされている。

7 その他問題となる又は問題となるおそれのある具体的行為事例

1) 多頻度小口配送

- ・ 中小受託事業者が納品する際、納品場所として委託事業者の各現場を指定される場合が多くなっているため、特定の倉庫への一括納品に比べて運送時間がかかり、輸送車や人員の手配等による費用の負担が増えているが、配送にかかる増加費用は十分な協議をすることなく一方的に据え置かれた。

2) 分割配送

- ・ 納品が少量であっても、午前と午後の2回に分割して納入するよう依頼されるが、配送にかかる増加費用を求めて、一方的に据え置かれた。
- ・ 委託事業者の要請により、数回に分けて納入する製品について、代金の支払期日が過ぎても、全てが納入されないと代金が支払われない。

8 その他の望ましい取引事例（ベストプラクティス）

- A 委託事業者はゼネコン、ハウスメーカー、ビルダー等の要請に基づき、建築現場の進捗状況に合わせて資材の配送をすることが基本であるため、中小受託事業者である当社もその影響で多頻度小口配送が常態となっていた。そこで、委託事業者と協議をしたところ、委託事業者から帰り便を活用して当社の倉庫に部材を引き取りに立ち寄ることが提案され、双方の物流コストの削減が実現した。
- B 納入デポ（配送中継所）の集約や梱包材の削減など物流コストの低減に向けて、委託事業者と共同でコストダウンに努めている。
- C 分納化が進んでいるため、配送コストを重視するか在庫を持って運用するかを事前に判断している。発注ロットによっては、委託事業者負担の着払いを契約書で記載している。
- D 配送コストの低減に向けて、配送センターの設置などを委託事業者と中小受託事業者が共同で検討している。
- E 商品の共同開発の際には、問題発生を防止するため、知的財産権に関し委託事業者と領域を明文化して取り決めている。さらに報奨金制度などを設けている。
- F 本社・支店で定期的に役員、支店・現場幹部、協力会社の代表が参加して意見交換会を開催している。このため中小受託事業者の生の声が直接伝わり、必要に応じて関係部署・現場へ指示を伝えることができる。
- G 年1回、委託事業者へ届いたクレーム事例をまとめ、中小受託事業者と共に

に、原因の追求と現場への反映を実施しクレームの低減に取組んでいる。

- H 契約の適正化に向け、委託事業者に対して、業界団体で作成した「マニュアル」を配布したり、講習会を開催し契約の適正化の普及・促進に努めている。
- I 型の保管費用の支払いを委託事業者と中小受託事業者間で合意した保管単価で支払いを進めることを目的として、「金型預り証」の発行に基づく型サイズを定量化させ、中小受託事業者の保管状態、保管エリア、管理コストを考慮した上で協議を進めている。
- J 中小受託事業者の運送効率を上げる為、折り畳み式専用パレットを当社で製作し、積載効率アップと「通い方式」による輸送費用の削減に取り組んでいる。
- K 量産が終了した製品の金型について、保管している中小受託事業者に廃棄処分を依頼する場合には、協議の上、実費を当社で負担することとしている。
- L 中小受託事業者に依頼する金型の製作費用は、検収用サンプル（量産前に内容、品質、仕様を確認するために提出された見本）の品質基準の合格を持って60日以内に支払いを行っている。
- M 中小受託事業者から価格改定の要請を受けた場合には、速やかに協議を行い、可能な限り迅速な価格改定を行った。
- N 中小受託事業者から労務費上昇による価格改定の要請を受けた場合には、公的な労務費の上昇データに基づき、協議の上、価格改定を行った。
- O 金型が長期使用や予期せぬ破損等で補修が必要になった場合は、中小受託事業者からの修理見積り書に基づき、金型補修を発注して費用負担をしている。
- P 金型廃却の要請があったが、まだ必要な金型だった為、弊社工場に引き上げ保管した。

Q 合理的な価格転嫁を行うことを全取引先へ宣言している。製造委託先従業員300名以下の基準に対し、400名以下と対象を拡大することで、基準近辺で適用外となる中小受託先も支払い条件を緩和し、資金繰り支援を実施。

A・B・C・Dは、コスト削減に向けて、委託事業者と中小受託事業者が一体となって取り組む姿勢が認められる。

Eは、知的財産権について、明確な取り決めや功労を評価するしくみを両者で取り組む姿勢が認められる。

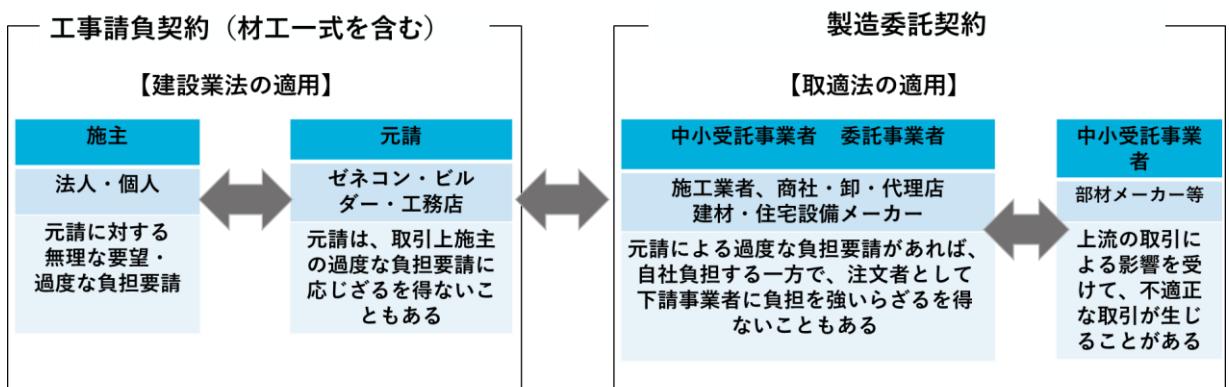
F・G・Hは、委託事業者と中小受託事業者が業界全体、商流全体の問題点を共有し合い、解決に向けて努力する姿勢が認められる。

○望ましい取引慣行の確立に向けて

冒頭述べたとおり、建材・住宅設備産業は、施主からゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店、建材・住宅設備メーカーの間に加工店・工事店や商社・代理店・卸売店・販売店が入り、さらに部材メーカー、その受託者へと多層構造を形成しており、上流の取引が下流に影響を及ぼす度合いが強いことは、施主からの仕様変更、追加、減額がすべての流通過程に流れていくことから容易に推測できるところである。

また、建材・住宅設備産業が取り扱う商品は、最終的には建物の一部となって完結するために、施工が必要となるという特徴があり、売買、製造委託、工事を伴う材工一式契約等様々な取引形態が入り交じて複雑な様相を呈している。

そのため、建材・住宅設備産業の受託取引の適正化を図るために、建材・住宅設備メーカーからみれば、その下流だけでなく、上流にも目を配る必要がある。



住宅・建材業界の取引は、上流から下流まで連関しており、問題点は、一部の事業者間の取引のみに起因しているわけではなく、業界全体として下記の問題を解決していくことが必要である。

業界における取引上の問題点事例
■委託事業者による一方的な取引条件の決定
■実質的な指値発注、買いたたき
■発注内容の変更によって生じる中小受託事業者の不利益
■中小受託事業者の責によらない受領拒否、返品、やり直し
■コスト増による中小受託事業者からの適正な値上げ要請の受入拒否

【図表 建材・住宅設備産業における取引上の課題・問題点】

このように、建材・住宅設備産業の取引実態における問題点は、一部の事業

者間の取引のみに起因するものではなく、施主及びゼネコンやビルダーなどの元請から工事下請及び関連取引先にまで至る業界全体の取引慣行から生じるものも多く、建材・住宅設備産業の取引実態の改善を図るためにには、関連産業全体の取引を抜本的に改善していくことが重要である。

また、この業界の受託取引の適正化を図るための法律が建設業法、取適法と分かれているため、両者の法令遵守が達成されて初めて業界全体の受託取引の適正化が確保されるという構造となっている。

こうした観点から、今後本ガイドラインをより多くの事業者に活用してもらうよう普及啓発活動を進めるにあたっては、併せて国土交通省の「建設業法令遵守ガイドライン」の活用も促していくことが重要であると考える。

また、平成20年度以降、中小企業の「かけこみ寺」機能を持つ「取引かけこみ寺」が全国47都道府県に整備され、受託取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発も行うこととしている。既に国土交通省が運用開始している建設業法に関する通報窓口「駆け込みホットライン」とともに、中小受託事業者が安心して、悩みを相談できる窓口が充実されることは大変重要なと考える。

○パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から宣言する「パートナーシップ構築宣言」が設立された（「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月））。

取引先との共存共栄を目指すため、パートナーシップ構築宣言について、以下のとおり実施と浸透に努めるものとする。

- (1) 委託事業者は、全国中小企業振興機関協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。
- (2) パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。
- (3) 工務店団体等の上流を含む関係業界は、会員企業のパートナーシップ構築宣言の拡大が取引適正化の前提であると認識し、会員への周知徹底および実施の要請を積極的に進めるものとする。委託事業者は、振興基準に則り、サプライチェーン全体での価格転嫁の円滑化や取引条件の改善を確実に進め、共存共栄を図るため、パートナーシップ構築宣言を行うとともに、定期的な宣言内容の見直し等を行っていくことに務めるものとする。

○ガイドラインの周知

建材・住宅設備業界における適正取引をこれまで以上に広く浸透させ、川上から川下まで、大企業間取引や中小企業間取引を含めたサプライチェーン全体での適正取引を促していくためには、以下の取組等を継続的に行うことが必要である。

(1) サプライチェーン全体を視野に入れた周知徹底活動の強化

①社内関係部局への徹底

各社においては、調達部門を中心として、関連法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、営業部門、技術開発部門、生産管理部門等、取引に関わる全ての関係者に対象を幅広く拡大し、社内全体に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また直接の取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正取引を推進することが必要である。

②業界団体や行政を通じた周知徹底活動の充実・強化

関連の各業界団体においても、本ガイドラインの内容を普及させるため、各業界を構成する幅広い企業を対象とした説明会を開催する等、積極的な周知徹底活動を実施することが必要である。特に、建材・住宅設備業界の中には規模の大きくない企業もあり、社内教育体制も十分に整備されておらず、取適法や独占禁止法に関する担当者の理解が十分ではない場合もあると考えられる。こうした企業に対しても本ガイドラインの十分な周知がなされるよう、中小企業団体とも連携しつつ、周知徹底に努めていくことが必要である。経済産業省等の行政機関においても、例えば、本ガイドラインで示された適正取引についての説明にあたっての担当官の派遣、説明会の開催、ホームページの活用等を通じて、上記の各企業・業界団体の周知徹底のための取組を積極的に支援することが重要である。

(2) 定期的なフォローアップの実施

業界団体においては、上記の点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

上記の業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、経済産業省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引の

推進の実効性を高めるとともに、必要に応じて、ガイドラインの改訂を行う。

(補論) 各法律の適用範囲に関する詳細な考察

1 建材・住宅設備産業の受託取引に適用される法律の全体像

建材・住宅設備産業の受託取引に適用される中心的な法律としては、建設業法、独占禁止法、取適法がある。

もともと受託取引の規制は、継続的な取引関係や特定の取引先との依存関係を背景として、取引上優越的地位を有する委託者が受託者に不利益を与える構造を持つ取引について、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである優越的地位の濫用行為を規制しようとするものであった。上記構造を持つ取引の典型であった製造業が独占禁止法の特別法とされる取適法により規制された（平成15年の改正により、情報成果物作成委託、役務提供委託が追加され、サービス業の一部にも適用されることとなった）。

他方で、建設業は、製造業よりも重畠的な取引構造が一般化している事業分野であるが、現行法上、建設工事の下請取引には、建設業法が適用されるため、取適法の適用対象から除外されている。これは、建設業法に取適法と類似の規制があることに基づく（補論注2参照）。

従って、建材・住宅設備産業の受託取引にあたって、法の適用を検討するには、建設業法が適用されるか否か、取適法が適用されるか否かの双方を検討する必要がある。さらに、独占禁止法の優越的地位の濫用の規定（独占禁止法第2条第9項第5号及び第19条）が適用されることにも留意しなければならない。

なお、建設業の下請取引については、独占禁止法に違反するか否かが問題となる。その際、「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局通達第4号、平成13年1月4日公正取引委員会事務総長通達第3号）による。

2 材工一式工事契約と建設業法、取適法

<1>建設業法

建設業法の下請契約規定は、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で建設工事の全部又は一部について締結される請負契約について適用される（建設業法第2条第4項）。

そのため、建設工事の全部又は一部を完成する目的で締結される下請契約については建設業法の適用があるが、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、建設業法にいう下請契約に該当しない。たとえば、建設業者と資材メーカーとの間におけるブロック等の建設資材の製造委

託契約については、建設業法は適用されない。

建設業法の規制内容については、建設業法及び建設業法令遵守ガイドライン（第11版）（平成19年6月作成、令和6年12月改訂）を参照されたい。

＜2＞取適法

- (1) 施主とゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店間の建築請負契約
建物自体を完成させることを目的とする契約の場合は、取適法の対象とはならない。建物の完成を目的とするが、原材料の調達、工事等をいくつかに細分化して依頼する場合は、次の（2）と同様に考えられる。
- (2) ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店と加工店・工事店間及び
ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店と建材・住宅設備メーカーとの取引
- ① 建材・住宅設備製造の委託と取付工事の委託が別々に発注されている場合
- ア 取付工事部分は、建設工事に該当する役務提供の委託であることから、取適法の対象とはならない。
- イ 製造の委託の部分は、以下のケースについては、取適法で規定する製造委託に該当し、同法の対象となるが、これ以外のケースについては、取適法の対象とはならない。
- ア 元請ゼネコン等が、建材・住宅設備の販売を業として行っている場合であって、その建材・住宅設備又はその半製品等の製造を受託メーカーに委託しているとき
- イ 施主から元請ゼネコン等に対する主たる委託内容が機器の製造であって、納入の都合上、当該機器を不動産に定着させる工事を付随的に行うものであると考えられる場合
- カ 畳、ふすま、障子、温水洗浄便座等、住宅設備のうち建物から容易に取り外すことができるものの製造を受託メーカーに委託する場合
- キ 元請ゼネコン等が、自ら使用又は消費する建材・住宅機器の製造を業として行っているときに、当該建材・住宅機器又はその半製品等の製造を受託メーカーに委託する場合
- ② 建材・住宅設備製造の委託と取付工事の委託が一体不可分の取引として発注されている場合
- ア 製造委託部分について、上記a～dの場合は、一体不可分の取引として発注されているにせよ、製造委託部分については、取適法の適用を受

けることとなり、工事委託部分について取適法の対象外となる。このため、一体不可分の取引として発注されている場合であっても製造委託部分について、取適法の規制に則った取引を行わなければ取適法に抵触することとなる。

イ 製造委託部分について、上記 a ~ d の場合でなければ、発注全体として取適法の適用は受けない。

3 製造委託契約と購買契約

一般的な建材・住宅設備業界の流通形態図のうち、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「商社・代理店・卸売店・販売店」間、「加盟店・工事店」と「商社・代理店・卸売店・販売店」間、「ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「加盟店・工務店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「商社・代理店、卸売店、販売店」と「建材・住宅設備メーカー」間、「建材・住宅設備メーカー」と「部材メーカー」間の取引において、購買契約と製造委託契約が並列して記載されている。

本ガイドラインにおいて、購買契約と製造委託の違いは、購買契約は、いわゆる規格品、標準品であって、広く一般に市販されている市販品を対象とするのに対し、取適法の対象となる「製造委託」は、（たとえ規格品、標準品であっても）仕様等を指定して製造を委託するという点である。

なお、製造委託契約は、取適法の要件を満たす場合には、取適法の適用を受けることになる。

(注1) 書面等の明示義務（4条明示）と書類に記載が必要な事項（7条記録）

◆書面等の明示義務（4条明示）

- ①委託事業者及び中小受託事業者の名称（番号、記号等による明示も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
- ③中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）
- ④中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける期日又は期間）
- ⑤中小受託事業者の給付を受領する場所（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける場所）
- ⑥中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦代金の額
- ⑧代金の支払期日
- ⑨代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができる額（支払額に占める一括決済方式による割合でも可）及びその期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払う期日（決済日）
- ⑩代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）及び中小受託事業者が代金の支払を受けることができる額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）
- ⑪原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法
- ⑫上記①～⑪の事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由、当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日

（注）代金の額として算定方法を明示した場合には、その後定まった代金の額を記録しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった代金の額及び変更した理由を記録しなければならない。

（中小受託取引適正化法テキストより）

◆書類に記載が必要な事項（7条記録）

- ①中小受託事業者の名称（番号、記号等による記録も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
- ③中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）
- ④中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける期日又は期間）
- ⑤中小受託事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受けた日又は期間）
- ⑥中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）について、検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及びその理由
- ⑧代金の額
- ⑨代金の支払期日
- ⑩代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪代金の支払について金銭を使用した場合は、その支払額、支払日及び支払方法（口座振込による場合はその旨）
- ⑫代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払った日並びにその他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑬代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日並びにその他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑭⑮及び⑯の場合を除き、代金の支払について金銭以外の支払手段を使用した場合は、
 - ①当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項
 - ②当該支払手段を使用した日
 - ③中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項
- ⑯原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑰代金の一部を支払い又は原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の代金の残額
- ⑱遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

(注2) 取適法、建設業法及び建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

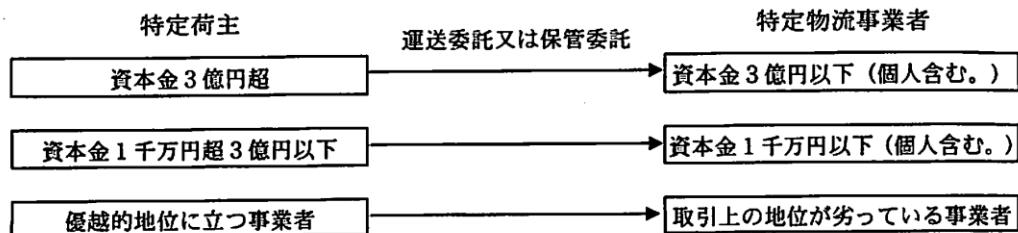
取適法	建設業法	建設業の下請取引に関する不公平な取引方法の認定基準
	見積条件の提示等 (建設業法第20条第3項)	
買いたきの禁止 (製造委託等代金法第5条第1項第5号)	不當に低い請負代金の禁止 (建設業法第19条の3)	6 自己の取引上の地位を不當に利用して、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結すること。
書面の交付義務 (製造委託等代金法第4条)	契約書面（契約変更時の書面を含む）の相互交付義務	
受領拒否の禁止 (製造委託等代金法第5条第1項第1号)	下請負人の完成通知から20日以内の検査完了義務 (建設業法第24条の4第1項)	1 下請負人からその請け負った建設工事が完了した旨の通知を受けたときに、正当な理由がないのに、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その完成を確認するための検査を完了しないこと。
	工事目的物の引渡しを受ける義務 (建設業法第24条の4第2項)	2 前記1の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出た場合に、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされているときを除き、正当な理由がないのに、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けないこと。
返品の禁止 (製造委託等代金法第5条第1項第4号)		
不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 (製造委託等代金法第5条第2項第3号)	※不当なやり直し工事等については、建設業法第19条の3（不當に低い請負代金の禁止）上の問題となるおそれ。	
製造委託等代金の減額の禁止 (製造委託等代金法第5条第1項第3号)	※不当減額については、建設業法第19条の3（不當に低い請負代金の禁止）上の問題となるおそれ。	7 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
製造委託等代金の支払遅延の禁止 (製造委託等代金法第5条第1項第2号)	下請代金の支払 (建設業法第24条の3)	3 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたとき、当該支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、正当な理由がないのに、当該支払を受けた日から起算して1月以内に支払わないこと。
	特定建設業者の下請代金の支払期日 (建設業法第24条の5)	4 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本額が1千万円以上の法人であるものを除く。後記5においても同じ。）における下請代金を、正当な理由がないのに、前記2の申し出の日（特約がなされている場合は、その一定の日。）から起算して50日以内に支払わないこと。
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (製造委託等代金法第5条第2項第1号)		9 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不當に害すること。
購入・利用強制の禁止 (製造委託等代金法第5条第1項第6号)	不当な使用資材等の購入強制の禁止 (建設業法第19条の4)	8 下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不當に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることによって、その利益を害すること。
不當な経済上の利益の提供要請の禁止 (製造委託等代金法第5条第2項第2号)		
報復措置の禁止 (製造委託等代金法第5条第1項第7号)		10 元請負人が前記1から9までに掲げる行為をしている場合又は行為をした場合に、下請負人がその事実を公正取引委員会、国土交通大臣、中小企業庁長官又は都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
書類等の作成及び保存義務 (製造委託等代金法第7条)	帳簿の備付け及び保存義務 (建設業法第40条の3)	

※類似の規制を比較したもので、必ずしも同内容というわけではない点注意を要する。

また、上記のほか、建設業法においては同法第28条等において監督処分等が規定されており、「請負契約に関し不誠実な行為」をしたときは同法による監督処分等の対象となるおそれがある。

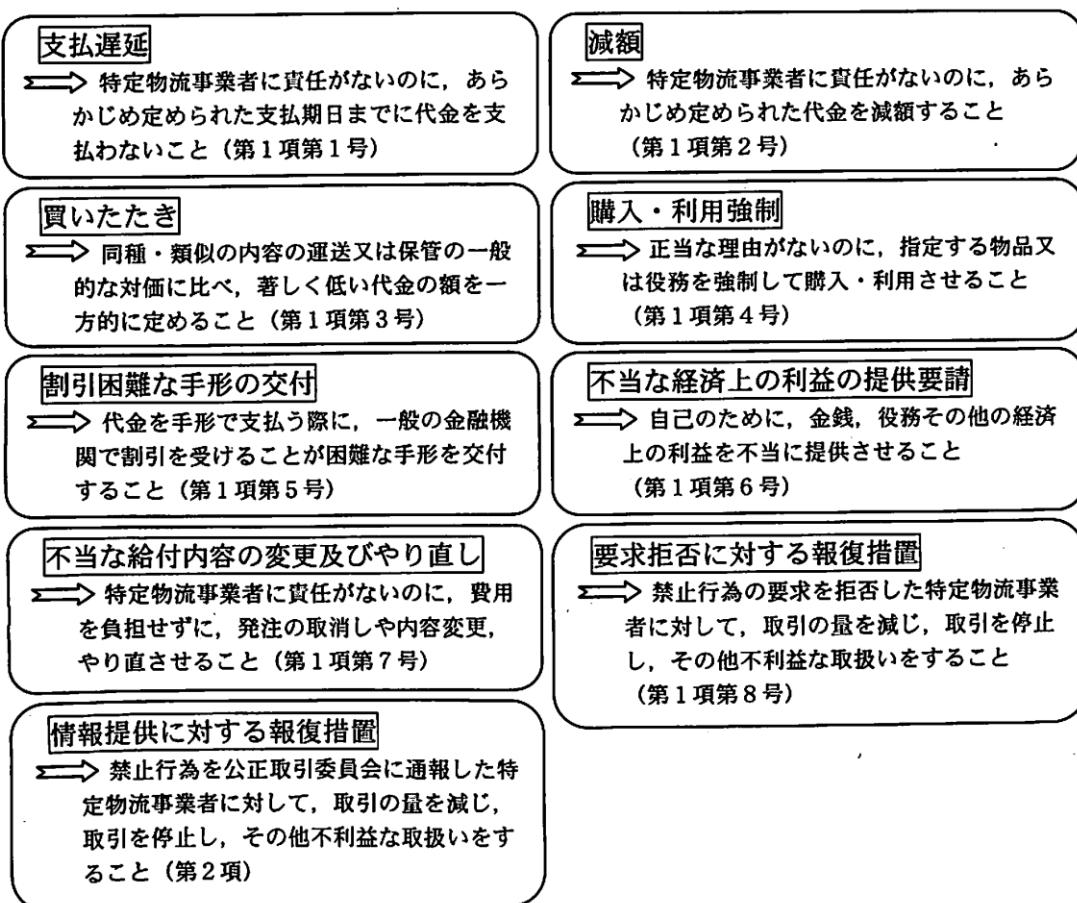
「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)の概要

1 対象となる取引



※ 物流子会社(親会社の議決権が過半数)を通じて運送委託又は保管委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされる(この場合の資本金額は、親会社の資本金額で判断される。)。

2 禁止行為類型



○参考資料

(1) 「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」

中小受託事業者と委託事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、業種ごとにガイドラインを策定しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

(2) 適正取引支援サイト相談窓口

中小受託取引に関する相談窓口を設置しています。

<https://tekitorisupport.go.jp/inquiry/>

(3) 営業秘密管理指針

経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準等を示唆するとともに、事業者等が具体的な秘密管理を行うに当たって参考となる具体的な秘密管理方法等について記載した「営業秘密管理指針」を策定・公表しております。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

(4) 取引かけこみ寺事業

平成20年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：(公財)全国中小企業振興機関協会）として、「取引かけこみ寺」が47都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

(5) 駆け込みホットライン

主に国土交通大臣許可業者を対象に、建設業に係る法令違反行為の通報を受け付ける窓口です。ただし、駆け込みホットラインは、建設業法に関する相談や民事に関する紛争の解決を目的とした窓口ではありません。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010402_.html

(6) 建設業取引適正化センター

建設工事をめぐる元請下請間等の取引上のトラブルの相談窓口です。弁護士や専門家である相談指導員が苦情・相談等に対応します。紛争解決や、以後のトラブル防止に向けてアドバイスを実施するとともに、相談機関や紛争処理機関等を紹介しています。

<https://tekitori.or.jp/pages/47/>

(7) 知的財産ガイドライン

中小企業庁では、知的財産における取引の問題事例の防止や知的財産取引における企業間の共存共栄を図るため、「知的財産取引に関するガイドライン」を作成するとともに、知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントをまとめたものとし

て、当該ガイドラインと併せ、契約書のひな形を作成しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

（8）建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン

建材・設備物流における商慣習を見直し、納品条件の適正化に取り組むに当たり、サプライチェーン関係者の共通認識の醸成を図るため、アクションプランに基づき「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」を策定しました。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/20240318_02.pdf

（9）建設業法令遵守ガイドライン

国土交通省では、「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定しています。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

◆ 本資料に関する問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 生活製品課住宅産業室

TEL.03-3501-1511 (経済産業省代表)